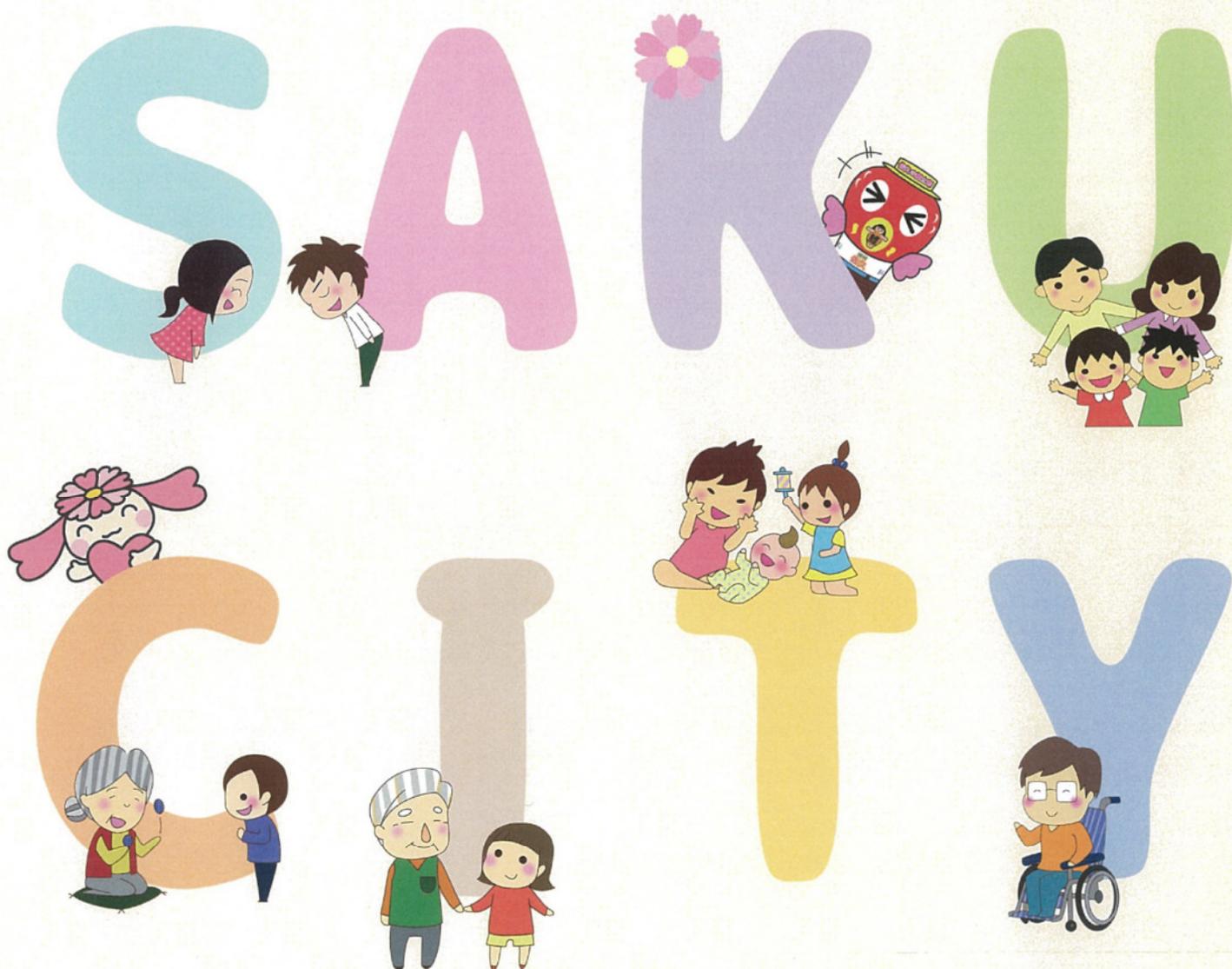


第三次 佐久市地域福祉計画 地域福祉活動計画

—豊かな暮らしを育む福祉のまちづくり—
(平成30年度～平成34年度)



佐 久 市
佐久市社会福祉協議会

第三次

佐久市地域福祉計画

地域福祉活動計画

—豊かな暮らしを育む福祉のまちづくり—

平成30年3月

佐久市

佐久市社会福祉協議会



地域福祉を推進するにあたって

佐久市長 柳田 清二

日本はこれまでに経験したことのない人口減少の時代を迎えています。佐久市におきましても、人口は2010年をピークに減少傾向に転じ、日本全体の状況同様、核家族化や少子高齢化が進行しております。

こうした地域社会の変化は、地域への帰属意識を低下させ、本来地域社会が持っていた「隣近所で支え合う」という関係の脆弱化をもたらしました。その結果、地域が抱える課題は一層複雑になり、より複合的なものへと変化してきています。そうした背景から、厚生労働省も「地域共生社会」をコンセプトに、地域において他人事になりがちな地域づくりに地域住民が「我が事」として主体的に取り組む体制、地域の取組を支援し「丸ごと」総合相談ができる体制の構築を全世代を対象に推し進めて行こうとしています。

このような中、佐久市では昨年度、現在から将来に渡って、佐久市に住む全ての人々が「暮らしやすい」「暮らしてよかった」と思えるまち、心身ともに健やかに暮らせるまちを目指して「快適健康都市 佐久」を将来都市像とした「第二次佐久市総合計画」を策定いたしました。

この将来都市像を実現するための重要な要素の一つとして「つながり」はなくてはならないものです。今後さらにライフスタイルや価値観は多様になっていくことと思いますが、「人と人とのつながり」「地域のつながり」というものは、どんな時代であれ、人が幸福に生きていくためには欠かせないものであると考えております。

人と人とのつながりが希薄化している今こそ、身近な助け合いともいえる「地域福祉」への期待は大きなものとなっています。この度の「第三次佐久市地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、人々が互いに手を取り合い「つながり」をより強固にしていくことこそ豊かな暮らしへの一歩となるという考えのもとに策定いたしました。

この計画では、「福祉」とは、地域や人々のつながりを結び直す役割の礎を担っていると考え、住民自らが地域の課題解決に向けて主体的に取り組める地域づくりを目指しております。市民の皆様におかれましても、計画の趣旨をご理解いただきまして、行政と協働して地域福祉推進に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議をいただきました佐久市保健福祉審議会の皆様を始め、児童福祉部会、障害者福祉部会、高齢者福祉部会、保健部会の各部会の委員の皆様、並びにパブリックコメントなどを通じて貴重なご意見・ご提言をいただきました多くの皆様から感謝申し上げます。

平成30年3月

人と人がつながり

支え合う地域づくり

佐久市社会福祉協議会長 佐藤 悦生



近年、少子高齢化社会・人口減少が進む中、核家族化や都市化の進展に伴い、地域住民の連帯意識が希薄化の傾向にあります。

こうした中、佐久市社会福祉協議会では、「人と人がつながり、支え合う地域づくり」を目指し、誰もが安心して住み慣れた地域で、その人らしい生活ができる地域社会をつくるために、地域住民の皆様と共に地域福祉を推進してまいりたいと考えています。

さらに、近年の社会状況の中、生活や権利を擁護するための日常生活支援事業や成年後見支援事業、個々のニーズに沿った地域福祉事業や介護保険事業に加え、障がい者福祉事業、子育て支援活動など、幅広く多くの事業に取り組んでおります。

これらを踏まえて本計画は、地域住民、福祉団体、市、社会福祉協議会が協働して地域の課題解決に取り組むための具体的事業を示した活動計画であり、行政が進める「佐久市地域福祉計画」と連携・協働するものです。

つきましては、市民、関係団体、関係機関の皆様には、今後ともより一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、ご審議いただきました地域福祉活動計画策定懇談会委員の皆様には、心からお礼と感謝を申し上げます。

平成30年3月

目 次

第1章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要

1 策定の目的	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の名称	6
4 計画の期間	6
5 地域における主な福祉サポーター	6

第2章 計画の基本理念と目標

1 基本理念	8
2 基本目標	9
3 地域福祉推進の視点	10

第3章 地域福祉推進のための取組

第1節 共に支え合う人づくり

1 地域を支える人づくり	15
2 福祉の心の育成	19
3 地域活動を支える組織の活性化と拠点づくり	23

第2節 安心して暮らせる地域づくり

1 安心して子どもを産み育てられる仕組みづくり	29
2 人にやさしいまちづくり	36
3 福祉サービスの利用促進	40
4 地域福祉を充実し促進するための仕組みづくり	47

第3節 生涯にわたる心とからだの健康づくり

1 健康づくりの推進	54
2 生涯学習の推進	61
3 生きがいづくりの推進	66

第4章 計画の進行管理と評価体制

資料編	73
-----	----

第1章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要

1 策定の目的

少子高齢化の進行や単身世帯の増加、また地域社会を構成する人口そのものの減少により、地域の人と人とのつながりが弱まり、自らが地域に所属している意識が低下するなど、地域社会の脆弱化が進んできています。その結果、育児不安があっても気軽に相談できる相手がいない子育て世代や、困りごとが生じて頼れる相手がいない単身の高齢者など、地域において孤立する世帯が、世代を問わず生じています。

我が国では、かつては家庭や地域が果たしてきた支え合いの機能を、介護や保育など公的な支援体制を整備することで代替してきました。しかし、共働き世帯や高齢者が増加し、子育てや介護の支援がこれまで以上に必要となっている今日においては、今の時代に適した形で、地域全体で支え合う仕組みづくりが必要となってきました。

佐久市では、平成20年度から平成29年度まで、第一次佐久市総合計画を具体化する計画として「佐久市地域福祉計画」及び「第二次佐久市地域福祉計画」を策定し、地域の福祉活動の推進に取り組んできました。

この間、障がいのある人もない人もお互いを尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「障害者差別解消法*」の制定や「障害者総合支援法*」への移行、住み慣れた地域で安心して自立した自分らしい暮らしを続けられるような体制をつくる「地域包括ケアシステム*」の推進など、社会福祉制度や目指すべき社会像も大きく変化しました。平成28年には、地域包括ケアシステムの包括的な考え方を障がい者や子どもなどへの支援にも広げ、「我が事・丸ごと*」の地域づくりを推進するための取組も始まっています。

今日の地域社会の現状や新たな福祉課題に対応するため、これまでの「支え手」と「受け手」に分かれていた社会ではなく、全ての人がそれぞれの能力や持ち味を生かしながら協働し、一人ひとりの暮らしと生きがいを共に創り、住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らせる地域社会を目指して「第三次地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定します。

-
- *障害者差別解消法：正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け平成25年6月に制定。平成28年4月施行。
 - *障害者総合支援法：前身は「障害者自立支援法」。障がい者や障がい児、難病患者が、地域社会において、基本的な人権を有する個人としての尊厳にふさわしい生活を営むため、福祉サービスの給付や地域での生活支援に関わる人材育成などの総合的な支援を行うことを定めた国の法律。平成25年4月施行。
 - *地域包括ケアシステム：要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制。
 - *「我が事・丸ごと」：地域住民が「我が事」として主体的に地域の福祉課題に取り組む仕組みを作るとともに、市町村による地域づくりの取組の支援、公的サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援体制の整備を目指す。厚生労働省のプロジェクトチーム「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（平成27年9月）と「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月）を踏まえ、平成28年7月に厚生労働大臣を本部長とし「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」が設置された。

2 計画の位置付け

(1) 法的位置付け

本計画は、第二次佐久市総合計画の施策を地域福祉の面から具体化する計画として位置付けられるとともに、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画であり、本市の地域福祉推進の指針となるものです。

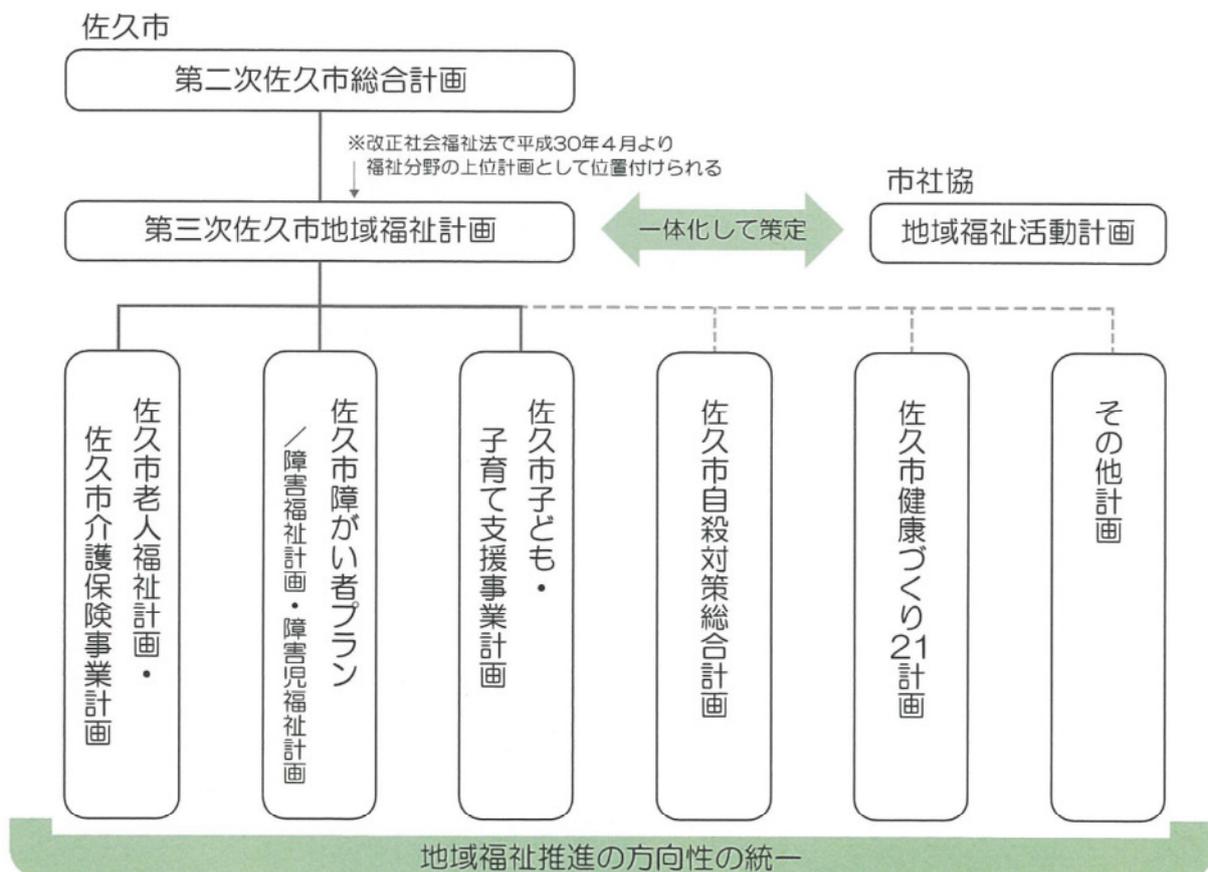
(2) 佐久市地域福祉計画と地域福祉活動計画との一体的な計画策定

「佐久市地域福祉計画」は、児童、高齢者、障がい者といった分野別に取り組んできた福祉を、地域という横軸的な視点からとらえるとともに、それら個別行政分野に共通する理念や考え方を明らかにするため市が策定する計画です。地域福祉に関連する分野の計画や施策を横断的かつ総合的に推進する役割を果たします。

「佐久市地域福祉活動計画」は、地域福祉計画で策定した目標を実現するため、佐久市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の呼びかけにより、地域において地域住民が主体となって取り組んでいく地域福祉活動の具体的な内容を定める民間の活動・行動計画です。

両計画は、いわば車の両輪のような関係で、これまでも佐久市と市社協は、相互に連携を図りながら地域福祉の推進を図ってきました。本計画からは、より一層の連携を図るとともに、市民や事業所など地域の人々にとってわかりやすい計画とするため、二つの計画を一体化し、市民や市、市社協、事業者などが協働して地域福祉を推進していくためのより実効性のある計画として策定します。

他計画との関係



(参考) 社会福祉法より抜粋

(福祉サービスの基本的理念)

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(福祉サービスの提供の原則)

第5条 社会福祉を目的とする事業を営業者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

➤ **第二次佐久市総合計画**

この計画は、佐久市の目指す将来のまちの姿や、その実現のために必要な基本的施策を明確に示すものであり、本市の施策を展開する上での最上位計画に位置付けられる計画です。

- **計画期間** 基本構想：平成29年度から平成38年度の10年間
基本計画：前期5年経過後、後期の基本計画を策定
実施計画：3年間（毎年度見直し）

- **基本理念** 「市民の実感から始まり、実感に結びつく」まちづくり
「ひとと地域の絆をさらに強め、広げる」まちづくり
「新しい発展の可能性に挑戦する」まちづくり

- **概要** 佐久市に住むすべての「ひと」が「暮らしやすい」、「暮らしてよかった」と思えるまち、心身ともに健やかに暮らせるまちを目指し、「快適健康都市 佐久」を将来都市像とします。
将来都市像実現に向けた政策分野ごとのまちづくりの方向性として、「生涯にわたり学び、生きる力を育むまちづくり」「地域の特徴を生かしたつながりあるまちづくり」「力強い産業を営む活力と魅力あるまちづくり」「豊かな暮らしを育む健康長寿のまちづくり」「快適な暮らしを創る環境豊かなまちづくり」「暮らしを守る安心と安全のまちづくり」「ひとと地域の力が生きる協働と交流のまちづくり」の7項目を設定しています。

➤ **佐久市老人福祉計画・第7期佐久市介護保険事業計画**

この計画は、「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定するもので、佐久市の高齢者福祉施策の基本となる計画です。

- **計画期間** 平成30年度から平成32年度の3年間
- **基本理念** 「豊かな暮らしを育む健康長寿のまちづくり」
- **概要** 「地域包括ケアシステムの推進」「高齢者支援サービスの推進」「介護保険の適正な運営と介護基盤の整備」「高齢者の権利擁護の推進」の4つを重点施策とし、基本理念のもと「生涯にわたる健康づくりの推進」と「地域で支え合う社会福祉の充実」の実現に向けた取組を推進していきます。

➤ **第5期佐久市障害福祉計画・第1期佐久市障害児福祉計画**

この計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正に基づき、国の基本指針（施設入所者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行、障害児支援の提供体制の整備等）に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保を目的とした計画です。

- **計画期間** 平成30年度から平成32年度の3年間
- **基本理念** 障がい者の自己決定権を尊重し、本人の希望や障がいの特性に応じた適切なサービスの提供を行うとともに、サービスの提供体制の整備を進め、障がい者の自立と社会参画を目指します。また、障がい児の健やかな育成のためのサービス提供体制の整備を目指します。
- **概要** 「施設入所者の地域生活への移行」「精神障害児にも対応した地域包括ケアシステムの構築」「地域生活支援拠点等の整備」「福祉施設から一般就労への移行」「障害児支援の提供体制の整備等」の5項目を柱として取組を推進していきます。

➤ 佐久市子ども・子育て支援事業計画

平成27年4月にスタートした「子ども・子育て支援新制度*」への対応として、「子ども・子育て支援法」に基づき、地域の子どもと子育ての支援事業を行うためにたてられた計画です。

- 計画期間 平成27年度から平成31年度の5年間
- 基本理念 「安心して子どもを生み、育てることができるやさしい都市づくり」
- 概要 「安心して子どもを生み、育てられる子育て支援」の充実は、本市の目指す「世界最高健康都市の構築」を実現する上で、一体となって推進する重要課題の一つとして位置づけ、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大や確保、地域における子ども・子育て支援の充実に向けた取組を推進していきます。

➤ 第2次佐久市健康づくり21計画

この計画は、いきいきと健康で暮らす佐久市らしさを持った市民の健康づくりを実現するための計画です。総合的な健康づくりの計画とするため、「健康増進計画」と「食育推進計画」の両方の性格を併せ持つ計画として定められています。

- 計画期間 平成28年度から平成34年度の7年間
- 基本理念 市民自らが、生涯にわたって豊かな心と健やかな体を育てるための行動がとれるよう、ライフステージに応じた健康増進を目指します。
- 概要 健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目標に、楽しく生活しながら実践できる持続可能な健康づくりと生活の質の向上を図るため、栄養、運動、食生活などを中心とした生活習慣の改善や、がん、脳卒中、心臓病、糖尿病などの生活習慣病の発症予防や重症化予防など、乳幼児から高齢期までライフステージに応じた健康増進の取組を推進していきます。

➤ 佐久市自殺対策総合計画

市民一人ひとりがかけがえのない「いのち」の大切さを考え、「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことで、「誰も自殺に追い込まれることのない『佐久市』の実現」を目指すために立てられた計画です。

- 計画期間 平成30年度から平成34年度の5年間
- 基本理念 「誰も自殺に追い込まれることのない『佐久市』の実現」
- 概要 国が示した自殺総合対策大綱の基本方針に則り「住民一人ひとりの気づきと見守りを促す」「自殺対策を考える人材育成の強化」「生きることの促進要因への支援」「地域ネットワークの強化」「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」の5つを佐久市の自殺対策総合計画の基本施策とします。また、大綱で示された重要な施策を勘案し、佐久市の自殺者の年齢構成や職業別の実態などから「子ども・若者対策」「生活困窮者・無職者・失業者対策」「高齢者対策」を佐久市の重点施策として取組を推進していきます。

*子ども・子育て支援新制度：平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度。

3 計画の名称

本計画の名称は「第三次佐久市地域福祉計画・地域福祉活動計画」とします。

4 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。なお、計画を随時評価し、社会経済情勢の変化、地域福祉施策の動向などを踏まえて、必要に応じ計画の見直しを行います。

5 地域における主な福祉サポーター

(1) 社会福祉協議会

市社協は、佐久市における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的としています。

- ◆ 社会福祉協議会の主な事業（社会福祉法人 佐久市社会福祉協議会定款より）
 - ・社会福祉を目的とする事業を企画し、実施します。
 - ・社会福祉に関する活動への住民参加のための援助をします。
 - ・社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成を行います。
 - ・上記のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業を実施します。

(2) 民生児童委員（福祉委員）

民生児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行うなど、社会福祉の増進に努めています。

また、佐久市では、民生児童委員として委嘱を受けた人が、福祉委員として佐久市長から委嘱を受けています。

福祉委員は、市の福祉行政及び市社協、並びに関係行政機関の事業に協力し、社会奉仕の精神をもって地域住民の福祉の増進に努めています。

- ◆ 民生児童委員の役割（民生委員法第14条民生委員の職務より）
 - ・住民の生活状態を必要に応じ適切に把握します。
 - ・援助を必要とする者が自立した日常生活を営むことができるように、生活に関する相談に応じ助言その他の援助を行います。
 - ・援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行います。
 - ・社会福祉を目的とする事業を経営する者又は活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援します。
 - ・福祉事務所その他の関係機関の業務に協力した活動を行います。

本市の民生児童委員は230人です。そのうち15人が主任児童委員として委嘱を受けています。（平成28年12月1日委嘱時点）

（単位：人）

地区名	浅間	野沢	中込	東	臼田	浅科	望月	合計
民生児童委員	57	36	38	16	37	16	30	230
うち 主任児童委員	3	2	2	2	2	2	2	15

（3）その他機関・団体等

「地域包括支援センター*」や長野県・佐久市生活就労支援センター「まいさぼ佐久*」などの公的機関や、福祉関連の事業所やNPO法人なども地域福祉の重要な役割を担っています。

（4）ボランティア

実際にボランティアとして登録・活動している人はもちろんですが、日頃のささいな助け合いや思いやりの心から生まれた行動など、市民の誰もが支え手になることができます。

*地域包括支援センター：市内5か所に設置された、高齢者に関する総合的な窓口、介護予防事業マネジメント、権利擁護、包括的・継続的なマネジメントの支援等を行う中核機関。

*まいさぼ佐久：行政、公共職業安定所、関係機関などと連携を図りながら、生活や就労などで悩みを抱えている人の総合的な支援を行う機関。

第2章 計画の基本理念と目標

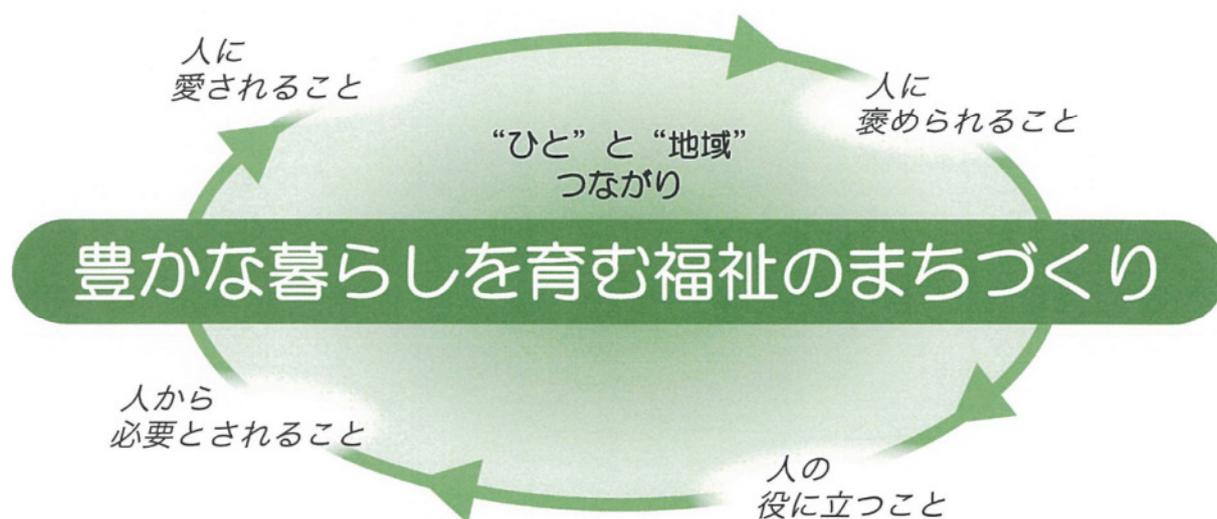
1 基本理念

社会が成熟化する中で、生活を支える経済的な豊かさだけでなく、「心の豊かさ」や「生活の質*」の向上、「健康寿命*」の延伸などがより一層求められてきています。

「心が豊か」であるということは、自らが「幸せ」であると感じることです。幸せだと実感する場面や事柄はその人ごとに様々ですが、「人に愛されること」「人に褒められること」「人の役に立つこと」「人から必要とされること」この4つの言葉は誰もが幸せを感じることができる共通の事柄であるという考え方があります*。この4つの事柄を地域住民誰もが「幸福のサイクル」として意識し、実践し、循環させていくことで、“ひと”と“ひと”とが結びつき、互いの幸せとなり「心の豊かさ」へつながっていきます。

人々が互いに手を取り合い、関わり合うことで幸せを実感し、“地域”におけるつながりをより一層強固なものにしていくことが豊かな暮らしへの一歩となると考えます。

佐久市に住む全ての人が、年齢や障がいの有無などに関わらず、住み慣れた地域の中で、人としての尊厳をもち、その人らしく安心して健康的に生活していくため、「豊かな暮らしを育む福祉のまちづくり」を目指していきます。



*生活の質：「クオリティ・オブ・ライフ（QOL）」とも言われる。一人ひとりの人生の内容の質や社会的に見た生活の質のことを指す。どれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送り、人生に幸福を見いだしているか、ということをも尺度にとらえる。

*健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。2000年にWHO（世界保健機関）が健康寿命を提唱して以来、寿命を延ばすだけでなく、いかに健康に生活できる期間を伸ばすかに関心が高まっている。

*「人に愛されること」「人に褒められること」「人の役に立つこと」「人から必要とされること」：障がい者雇用が全体の70%である日本理科学工業株式会社の会長が禅寺の僧侶から受けた言葉。同企業は2005年に企業フィランソロピー大賞特別賞社会共生賞を受賞している。

2 基本目標

基本理念を実現するため、次の3つの基本目標を定めます。

(1) 共に支え合う人づくり

若者の都市部への流出による地域文化の担い手不足や、地域住民の連帯意識の希薄化によって、地域コミュニティが弱体化することを防ぐため、積極的に地域活動に関わることができる人づくりと、地域活動を支える組織の活性化を目指します。

家庭や住み慣れた地域で互いを思いやり、尊重し合いながら安心してその人らしい生活を送ることができるよう、ノーマライゼーション*の理念をさらに広め、地域住民同士の自主的な支え合いの意識の醸成を図ります。

(2) 安心して暮らせる地域づくり

就労形態の変化や核家族化の進行など、子育て環境を取り巻く変化に応じた保育支援を行い、安心して子育てができる地域づくりを目指します。

障がいのある人や高齢者が安心して生活できるよう、ユニバーサルデザイン*の理念を生かしたまちづくりを推進し、全ての人が住み慣れた場所で暮らしていける地域づくりを目指します。

「社会的孤立」は、支援の手が届きにくくなり、虐待や生活困窮などを深刻化させるおそれがあることから、わかりやすい福祉サービスの情報発信を行い、地域のネットワークや気軽に相談できる体制を充実させることで、全ての人が安心して暮らせる地域づくりを目指します。

高齢化や核家族化の進行により住民同士のつながりの希薄化が懸念されていますが、頻発する自然災害に備え、犯罪から地域を守るため、地域における助け合い活動を充実させ、災害時の支援体制や防犯体制の強化を図ることで、災害や犯罪に強い安心して暮らせる地域づくりを目指します。

(3) 生涯にわたる心とからだの健康づくり

健康長寿を推進し、各種事業の充実と周知を図ることによって、地域で健康な生活を続けていくことができるよう、「快適健康都市 佐久」の実現を目指します。

我が国の自殺者の数が他の先進国に比べ高い水準であることから、自殺予防に関わる人材育成と相談支援を継続して行うことにより、誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指します。

人とふれあい、生きがいを持つことが健康寿命の延伸につながることから、地域活動へ参加できる仕組みづくりや地域における交流の場となるようなコミュニティの育成を推進し、生涯にわたって市民一人ひとりが互いに支え合い、生きがいを持って暮らせる社会を目指します。

*ノーマライゼーション：障がい者や高齢者など、全ての人が分け隔てなく暮らせる社会が正常（ノーマル）であるとする考え方。

*ユニバーサルデザイン：年齢、性別などに関係なく誰でも使用することができる製品などの設計・デザイン。

3 地域福祉推進の視点

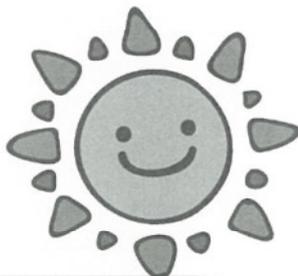
少子高齢化、単身世帯の増加、地縁・血縁関係の希薄化などが進む中で、育児、介護、障がい、貧困など、複合化・複雑化した問題を抱える人や世帯の課題が目立ってきています。これらの課題の解消を図り、豊かなまちづくりを目指すには、「地域」というものをどのように育てていくかが重要になります。

「他人事」になりがちな「地域」づくりに、地域住民が「我が事」として主体的に取り組み、高め合いながら「豊かな」暮らしを育む地域社会を目指していけるよう、次の視点を大切にしながら地域での福祉活動を推進します。

「住民参加」＋「地域のつながり」＋「思いやり、助け合い、支え合う心」

⇒ 「共に生きる社会」

住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けることができるよう、一人ひとりが自分と他人との違いを認め合い、人権を尊重し、つながり合う「共に生きる社会」をつくっていくことが「豊かさ」の実感につながっていきます。



思いやり、助け合い、
支え合う心



住民参加

共に生きる社会



地域のつながり

◆ 住民参加

誰もが安心して安全に生活するためには、住民一人ひとりが、自ら声をあげられない人や困りごとを抱えている人に気づき、支援につなげていくことができるよう、主体的に担い手としても参画していく姿勢が大切です。

みんなで考え、行動していくことが真に住みよく暮らしやすい地域づくりにつながることから、「住民参加」は地域福祉の大切な視点の一つです。

◆ 地域のつながり

趣味や学習、育児や介護などの相談、ボランティア活動など地域社会への参画を通じ、「ひと」と「ひと」「ひと」と「地域」を改めて強く結び合い、地域で支え合っていくことが大切です。

また、そのような地域コミュニティ*を育成していくことも重要です。

◆ 思いやり、助け合い、支え合う心

わたしたちの生活は地域の中の様々な活動に支えられています。市や市社協などが施策をけん引することは必要ですが、地域においてもそこに住む住民自身が住んでいる地域に目を向け、そこに住んでいる人々に関心を持って、自分にできることは何か、みんなで集まればできることは何かを「思いやり、助け合い、支え合う心」を持って考えることが地域福祉の第一歩です。

*地域コミュニティ：地域住民が生活している場所、消費・生産・芸能・祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団。

豊かな暮らしを育む福祉のまちづくり

第1節
共に支え合う
人づくり

1 地域を支える人づくり

2 福祉の心の育成

3 地域活動を支える組織
の活性化と拠点づくり

第2節
安心して
暮らせる
地域づくり

1 安心して子どもを生ま
育てられる仕組みづくり

2 人にやさしいまちづくり

3 福祉サービスの利用促進

4 地域福祉を充実し促進
するための仕組みづくり

第3節
生涯にわたる
心とからだの
健康づくり

1 健康づくりの推進

2 生涯学習の推進

3 生きがいづくりの推進

施策の方向

ア 活動を支える人材育成
イ 心のバリアフリーの推進

ア 福祉学習の充実
イ 世代間交流の促進

ア ボランティア組織の育成と充実
イ 地域組織への活動支援
ウ 地域の活動の場づくり

ア 安心・安全ネットワークの拡充
イ 子育てしやすい環境づくり
ウ 多様化する保育ニーズへの対応
エ 社会的支援機能の体制づくり

ア まちのバリアフリーの推進
イ 福祉施設の機能の充実
ウ 障がい者の就労支援

ア 相談体制の充実
イ 福祉サービスの充実と質の確保
ウ 権利擁護の推進

ア 地域福祉ネットワークの強化
イ 万々に備えた地域の体制づくり

ア 健康のための生活習慣・生活環境の改善
イ 介護予防体制の充実
ウ 地域における健康づくりの支援

ア 学習機会の充実
イ 家庭・地域・学校の連携
ウ 学習情報の提供
エ 生涯学習指導者の確保と育成

ア 健康で長寿を楽しめる仕組みづくり
イ 交流の拠点づくり
ウ 高齢者の経験と技能の活用

第3章 地域福祉推進のための取組

地域福祉は、市民や市、市社協、事業者などが手を取り合って推進していくものです。地域の抱える課題に対し、それぞれの立場で取り組む必要があります。

第3章では、第二次佐久市地域福祉計画の策定期間である平成25年度から29年度に市が行った取組や、地域福祉を取り巻く現状、市民アンケートを踏まえた課題を掲載しています。また、平成30年度から34年度にかけて、「市民」「事業者・NPO法人など」「市」「市社協」でそれぞれ取り組むべき内容を掲げました。今回の計画から加わった「地域福祉活動計画」は、市社協による取組の箇所を示されています。

第三次佐久市地域福祉計画・地域福祉活動計画では、「市民」「事業者・NPO法人など」「市」「市社協」それぞれが協働し、地域福祉の向上を目指していきます。

市民アンケート調査について

市では、本計画の策定にあたり、地域の現状と課題や個人の地域福祉に対する考え方を把握するため、下記のとおりアンケートを実施しました。

市民アンケート調査の実施概要

実施期間	平成29年6月26日～8月8日
調査対象	佐久市内に住所を有する20歳以上の男女（外国人を除く）1,000人
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	無記名方式 郵送による配布・回収
有効回答	594人（男性：269人 女性：325人）
回収率	59.4%

第1節 共に支え合う人づくり

1 地域を支える人づくり

(1) これまでの主な取組

市

- ◆ 民生児童委員の資質向上のため、合同定例会において研修会や講演会を開催しています。
- ◆ エフエム佐久平や市広報紙などを通じ、民生児童委員の役割を周知しています。
- ◆ 民生児童委員、地区サロン、消防団、小中学校、企業などを対象に認知症サポーター*養成講座を行っています。
- ◆ 佐久市市民活動サポートセンター*を拠点として、地域活動をけん引する地域の担い手としての「リーダー」を育成するため、様々な講座を開講しています。
- ◆ 「障害者差別解消法」に基づき、障がいへの理解を深め、障がいを理由とする差別の解消に向け、職員対応要領を作成するなど、啓発活動を行っています。
- ◆ 障がい者の社会参加を促進し、障がいに対する市民の理解を深めるため、「障がい者福祉展」を開催しています。
- ◆ ノーマライゼーションの理念を市民へ広めるため、社会福祉大会を開催しています。
- ◆ 「人権尊重社会の実現」を目指し、人権課題解消のため、地域、保育園、学校、企業で各種人権課題について啓発や教育を実施しています。また、「部落差別の解消の推進に関する法律」などの施行に伴い、周知と啓発に努めています。

市社協

- ◆ 地域のニーズに沿った講座、学習会、研修会などを開催し、福祉意識の高揚を図っています。
- ◆ ボランティアの相談やあっせん、登録などを行っています。

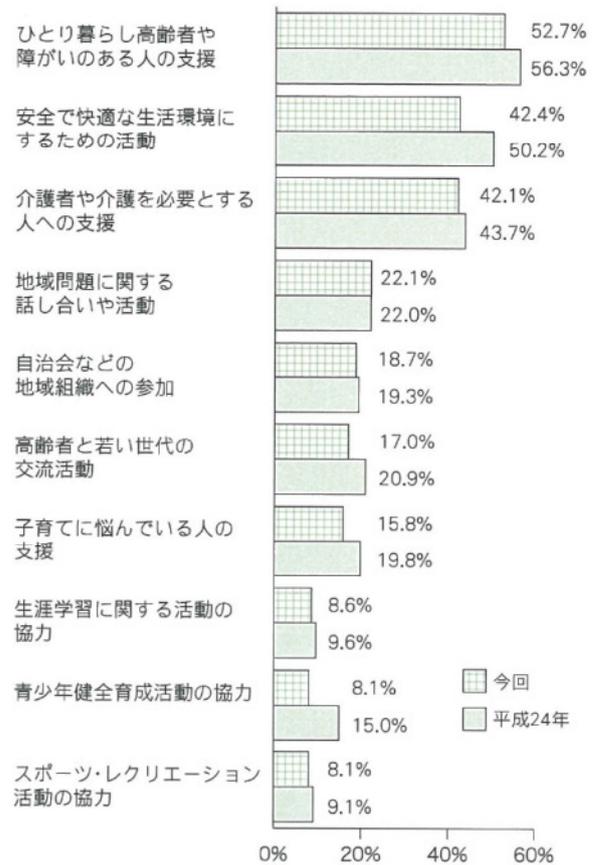
*認知症サポーター：認知症を理解し、認知症の人や家族を地域で見守る者。

*佐久市市民活動サポートセンター：市民活動を支え、様々な人と団体をつなぎ、地域課題の解決を促進する拠点。平成24年4月、野沢会館2階に設置。

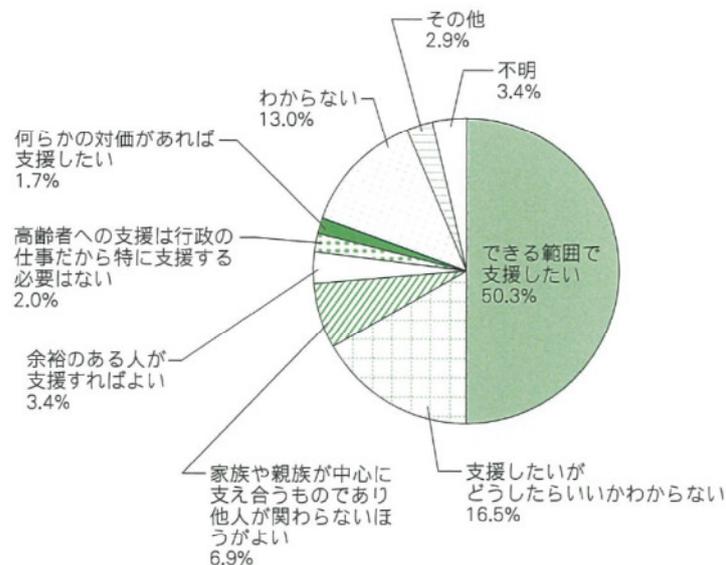
(2) 現状と課題

- ◆ 市民アンケートの結果では、住民自らが力を入れるべき活動について「ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人への支援」という回答が半数以上を占めていることから、多くの人が地域において孤立しがちな人々に対して支援をする必要があると考えていることがわかります。
- ◆ ひとり暮らしの高齢者や要介護者を抱えた家族に対して「できる範囲で支援したい」と回答した人が半数を占めています。次いで、「支援をしたいがどうしたらいいかわからない」と回答した人が多く、やる気がある人を担い手の育成に結びつけるための情報発信や講座が必要となっています。
- ◆ 障がい者や高齢者などが積極的に社会参加できる機会の充実を図るとともに、行政だけでなく、市民や事業者も、障がい者や高齢者などへの理解をより深めていく必要があります。

Q：今後、安心して住むことができるまちづくりを進める上で、住民自らがどのような活動に力を入れた方が良いと思いますか。（上位3つまで複数回答可）



Q：もし、近所にひとり暮らしの高齢者や常時介護を必要とする高齢者を抱えた家族が住んでいたら、あなたはどうか関わりたいと考えますか。



(3) 施策の方向

ア 活動を支える人材育成

地域活動の活性化を図るため、地域福祉活動の担い手となるボランティアや地域の役員、民生児童委員などを支援します。

また、地域の様々な生活課題を市民が主体的に解決できるよう、活動への参加を多くの市民に呼びかけるとともに、継続的に参加していけるような取組を行います。

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 日頃の声かけや手助けなどを大切にして、日常的な支え合いを心がけましょう。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 民生児童委員の資質向上のため、合同定例会において研修を実施するとともに、委員の活動がしやすい環境づくりに努めます。 ◆ 認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を支援する「認知症サポーター養成講座」を開催し、地域での認知症の理解に努めます。さらに、講座の受講者などに対し「ステップアップ講座」を開催し、認知症に関しての知識をより深め、地域活動に生かせる人材を育成します。 ◆ 市広報紙やホームページ、SNS*、エフエム佐久平などを活用し、協働していく上で必要となる情報を引き続き発信します。 ◆ 市民活動サポートセンターを拠点として、地域活動をけん引する地域の担い手としての「リーダー」を育成するため、様々な講座を引き続き開講します。さらに、地域課題解決に向けた市民の自主的活動に対し、組織化や運営手法などについて技術的支援を行い、地域活動の活性化を図ります。
市社協 「地域福祉 活動計画」	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ボランティア活動者を育成し、活動を推進するため、ボランティア活動を行う個人やグループ、団体などに対し、相談やあっせんなどを行います。 H28：ボランティア登録者数 3,261名 ⇒ H34：ボランティア登録者数 4,000名

* SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service)。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。

イ 心のバリアフリーの推進

共に暮らしていく地域づくりのため、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がい者や高齢者、外国人などに対する理解を深め、誰もが個人として尊重される存在であることを認め合う「心のバリアフリー」を推進します。

また、誰もがその意思と能力に応じて、社会の一員として、地区での活動や地域公民館活動などに積極的に参加できる体制づくりに努めます。

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障がいを理由とする差別の解消や、障がい者への合理的配慮*について理解を深めましょう。 ◆ 個人を尊重しながら積極的に地域活動に参加しましょう。
事業者・NPO法人など	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障がいを理由とする差別の解消を目指し、障がい者への合理的配慮に努めましょう。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障がいを理由とする差別の解消を目指し、必要な体制整備を図るとともに、啓発を推進します。 ◆ 障がい者の社会参加を促進し、障がいに対する市民の理解を深めるため、「障がい者福祉展」を開催します。 ◆ 社会福祉大会を開催することによって、ノーマライゼーションの理念が浸透するよう啓発活動を行います。 ◆ 人権を尊重する明るいまちづくりを推進するため、「第三次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画*」に基づき、市民、学校、行政などが一体となり、各種施策を総合的かつ計画的に推進します。 ◆ 誰もが地域活動に参加しやすいよう、講師の紹介や活動内容の相談などを行い、地域公民館の活動を支援します。
市社協 「地域福祉活動計画」	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障がいの有無、年齢を問わず、ふれあいを通してお互いを理解し、住みよい地域づくりを考える場として「佐久ふれあい広場」を開催します。 H28：年1回開催 ⇒ H34：年1回開催 来場者1,000名 来場者1,200名

*合理的配慮：「障害者差別解消法」に基づき、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者においては対応に努めること）が求められるというもの。

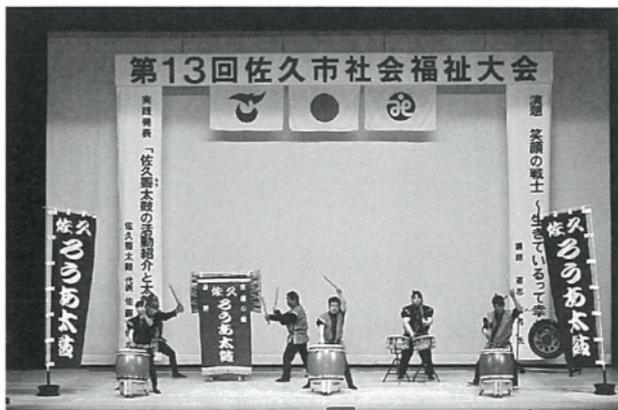
*佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画：「日本国憲法」や「世界人権宣言」、「部落差別の解消の推進に関する法律」の理念を踏まえ、「佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例」に基づき、あらゆる差別の撤廃と人権擁護等の施策推進に関する基本的な施策を定めた計画。

2 福祉の心の育成

(1) これまでの主な取組

市

- ◆ 小中学校では、総合的な学習の時間や学校行事などを通して地域の行事や特色ある産業、伝統文化について、地域の高齢者などに講師を依頼し、それぞれの地域や学校の特色を生かした教育活動を行っています。
- ◆ 保育園では、地域活動事業を通して地域の高齢者と交流をしています。
- ◆ 児童館では「しめ縄づくり」「語りの会」「昔の遊び」などの事業により地域の高齢者との交流を実施しています。また、一定の条件のもと小諸養護学校の児童の受け入れを行っています。
- ◆ 各地区公民館で親子陶芸教室や化石採掘教室、おやつ作り教室など親子ふれあい学級を開催し、親と子や祖父母と孫など参加者同士が各種教室を通してふれあいながら共に学習しています。



佐久市社会福祉大会

市社協

- ◆ 小中学校、高校、専門学校、大学を対象に、積極的に福祉教育活動に取り組む学校に、活動の助成、相談、講師の紹介などを行い、活動の活性化を図っています。
- ◆ 障がいのある人との交流や車いす体験などを通して、子どもの頃から思いやりの心を育み、将来福祉の担い手として活躍できる人材の育成を目指し、福祉体験教室を開催しています。
- ◆ ふれあいいいききサロン*の活動を通じて、保育園児、幼稚園児、小中学生との交流を行っています。



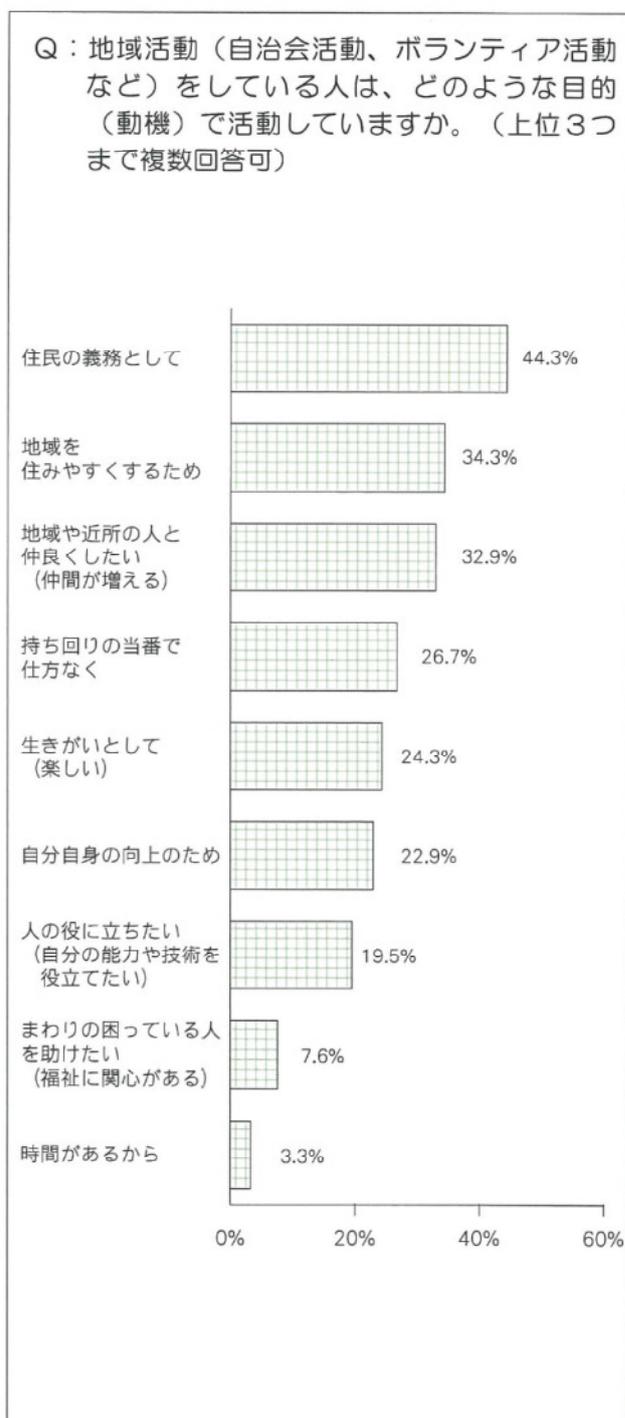
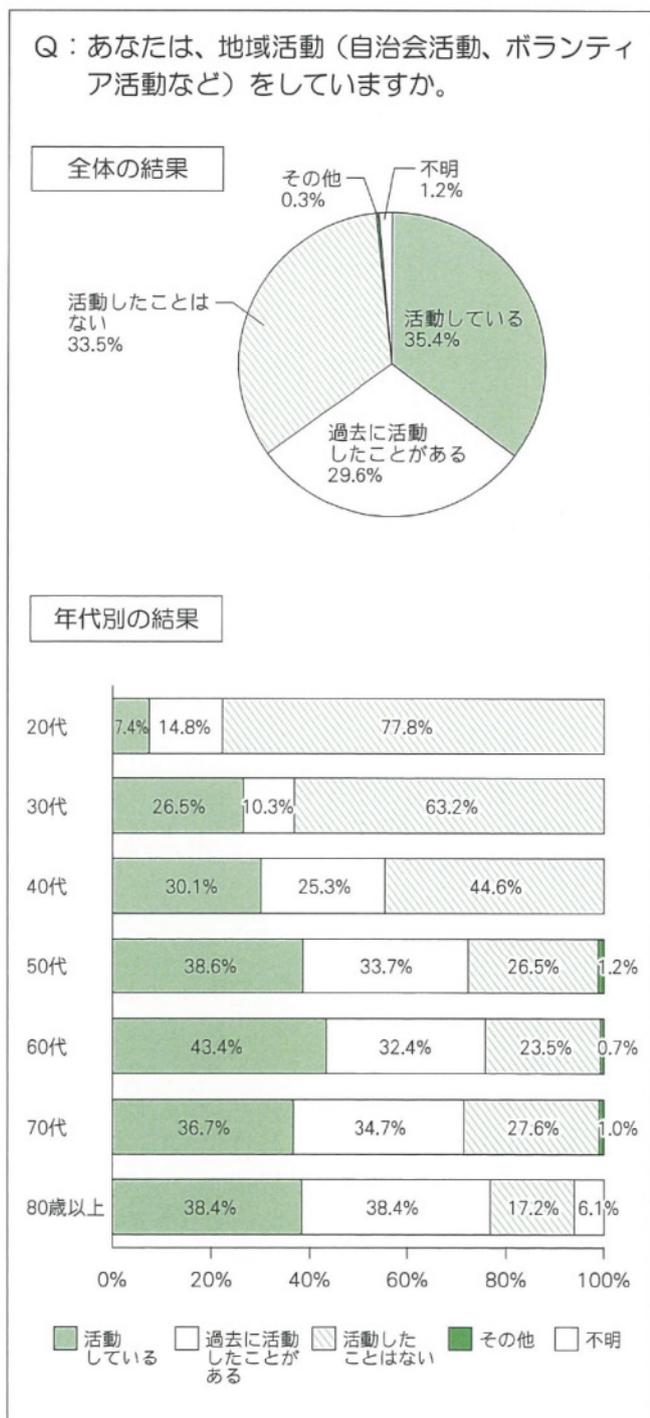
佐久市障がい者福祉展

*ふれあいいいききサロン：地域公民館などの身近な場所を利用して、地域住民が自主的に介護予防活動などを行うつどい。

(2) 現状と課題

- ◆ 市民アンケートの結果では、若い世代では地域活動に参加している人が少なく、子どもの頃から福祉の心の育成により一層力を入れていく必要があります。

- ◆ 地域活動をしている人たちは、自らの住む地域をよりよいものにし、地域とのつながりを持ちたいと考えている人が多いことから、そういった人たちに地域活動への積極的な参加を促しながら、地域活動を通じて、世代を問わず、助け合い、支え合う地域づくりを進めていく必要があります。



(3) 施策の方向

ア 福祉学習の充実

将来のボランティア人材の育成を図るため、小中学校での「総合的な学習の時間」の中で、福祉について積極的に取り上げ、市民や事業者などと協力しながら、児童や生徒の心に相手を思いやる福祉の気持ちを育む心の教育に努めます。

また、現在行われている地区清掃や地域の緑化活動などの機会を通して、地域でのボランティア活動への積極的な参加を促します。

実施主体	取組の内容
市民	◆ 福祉学習への関心を深め、体験学習などの支援をしましょう。
事業者・NPO法人など	◆ 児童・生徒、ボランティアなどの体験学習を積極的に受け入れましょう。
市	◆ 小中学校において、総合的な学習の時間や児童会・生徒会活動でのボランティア活動や奉仕活動を進めます。
市社協 「地域福祉活動計画」	<p>◆ 社会福祉普及校指定事業として、小中学校や高校などを対象に、児童・生徒が福祉に対する関心を高め、積極的に福祉活動に取り組めるよう、活動の助成や内容の相談、講師紹介などを行います。 H28：社会福祉普及校24校 ⇒ H34：社会福祉普及校30校</p> <p>◆ 小中学生や高校生などを対象に、障がい者への理解を深めるため、障がい者の講話や車いす体験、点字学習など福祉学習を行う福祉体験教室を実施します。また、福祉活動啓発用パンフレットの作成を行います。 H28：年間延べ開催数45回 ⇒ H34：年間延べ開催数74回</p>



福祉体験教室

イ 世代間交流の促進

福祉の心の一層の醸成を図るため、保育園、幼稚園、小中学校、高校が行っている地域とのふれあいの機会がさらに活発になるよう取り組みます。

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none">◆ 各地区公民館が開催する教室に家族で参加し、ふれあいの機会を増やすよう努めましょう。◆ 地域で開催される行事に参加し、あらゆる世代と交流しましょう。
市	<ul style="list-style-type: none">◆ 各地区公民館で行う教室などを継続して開催し、子どもから高齢者まで参加者同士が各種教室を通してふれあいながら学習する機会を確保します。◆ 保育園や児童館などの行事や活動の場で、障がい者や高齢者との交流の機会を多く設けるよう努めます。
市社協 「地域福祉 活動計画」	<ul style="list-style-type: none">◆ 地区で行われる「ふれあいいきいきサロン」で、子どもを含めた地域住民との交流活動を推進します。 H28：開催区13地区 ⇒ H34：開催区30地区



3 地域活動を支える組織の活性化と拠点づくり

(1) これまでの主な取組

市

- ◆ 市民活動サポートセンターを市民活動ネットワークの拠点とし、様々な市民活動団体間の連携やネットワークの形成を図っています。
- ◆ 市民活動が広く地域住民に浸透するよう、市民活動サポートセンターでの各種講座の開設や機関紙の発行、ホームページなどにより情報提供を行っているほか、市民活動団体の育成にも取り組んでいます。
- ◆ 市民の自主的な公益的活動を支援するため「佐久市まちづくり活動支援金*」により、財政的支援を行っています。
- ◆ 環境美化活動や子どもの見守り、世代間交流などを行う老人クラブ*へ補助金を交付し、活動支援を行っています。
- ◆ 佐久市福祉総合センターへ運営費の助成を行い、ボランティア活動がしやすい環境づくりを支援しています。
- ◆ 各地区の育成会*に対して、青少年育成推進協議会活動費交付金などを交付し、地区青少年育成推進員*の活動がさらに活発化するよう指導や助言を行い、地区育成会の活動を支援しています。
- ◆ 地域公民館活動の活性化を図るため、地域公民館長を対象とした研修会を開催するほか、モデル地域公民館を指定し、地域公民館事業を定着させるため、支援を行っています。
- ◆ 地区公民館において、市民ニーズを把握するため、各種講座の参加者にアンケートを実施し、内容の充実や新たな講座の開設に努めています。
- ◆ 育成会や公民館活動の場として公共施設や体育施設などを気軽に利用できるよう推進し、地域活動のための場づくりを支援しています。

*佐久市まちづくり活動支援金：地域の抱える課題解決に向け、自主的かつ主体的に取り組む活動に対して交付する支援金。

*老人クラブ：仲間づくりを通して、明るい長寿社会づくりや保健福祉の向上に努めるため、地域を基盤として活動する高齢者の自主的な組織。

*育成会：子どもたちが自主的に運営する子ども会活動を側面から援助するための組織。

*青少年育成推進員：青少年育成推進協議会を組織する青少年の健全育成活動をする者。

市社協

- ◆ 災害ボランティア講座*（養成講座・ステップアップ講座）を開催し、地域住民に防災に関する技術と知識の習得を図っています。また、講座の受講生に市社協災害ボランティア*として登録を促し、市総合防災訓練への参加を呼びかけています。
- ◆ 活動を通じて得た住民からの情報やニーズに沿ったボランティアの養成講座、研修会などを開催し、地域福祉に関する意識の高揚を図っています。
- ◆ 市内7地区の地区社会福祉協議会*（以下「地区社協」という。）により、それぞれの地域に応じた地域福祉活動を支援し、共に支え合う地域づくりの推進を図っています。



介護助っ人養成講座



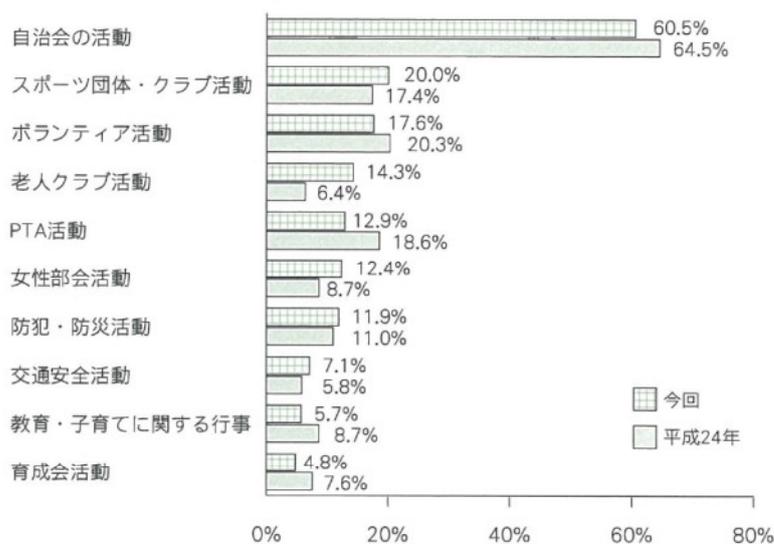
地域ボランティアによる炊き出し訓練

*災害ボランティア講座：災害時のボランティアセンターの設置・運営の疑似体験を通して、被災者支援を進めていくための「運営者」としての人材を養成するために開催する。応急処置の方法・被災状況の把握方法なども学ぶ。
*市社協災害ボランティア：災害時のボランティアセンターの設置・運営に携わり、市社協職員と共に被災者支援を進めていくための「運営者」。「災害ボランティア養成講座」を受講後登録。
*地区社会福祉協議会：浅間・野沢・中込・東・臼田・浅科・望月の7地区で、区長や民生児童委員、日赤奉仕団、保健補導員、地区公民館長などが構成員となり、地区の課題に沿った活動を行っている。

(2) 現状と課題

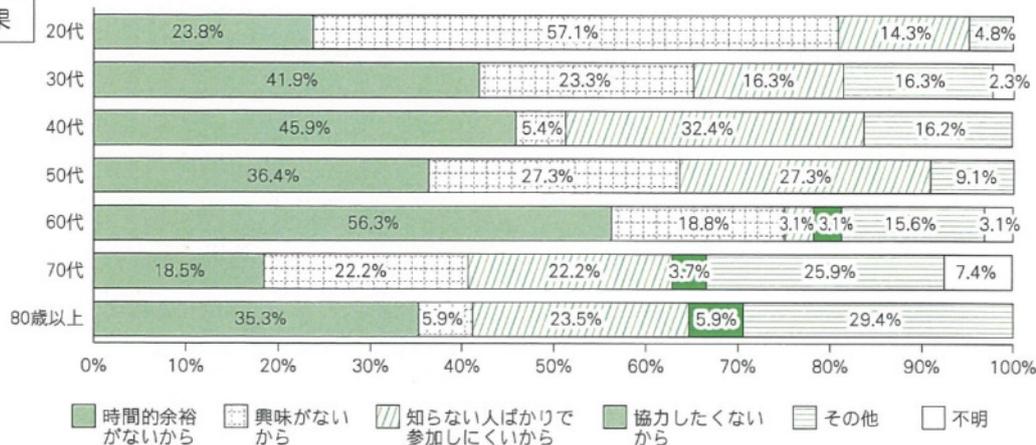
- ◆ 地域福祉の活動を行う際に欠かせないもののひとつが、活動の母体となる組織や活動の拠点となる場所です。さらに地域福祉の活動を活発にするため、身近な拠点の確保、母体となる組織の継続的な運営や活性化のための支援を図っていく必要があります。
- ◆ 市民アンケートで、地域活動をしていない理由は、「時間的余裕がないから」が上位ですが、20代では「興味がないから」が半数以上を占めています。また、その他回答では、比較的若い世代から「いつどこで地域活動が行われているかわからない」といった回答がありました。このことから、現在の活動を継続していくだけではなく、特に若い世代に向けた情報発信や若い世代も興味を持てる活動内容の把握などによる、全世代に開かれた組織運営が求められています。

Q：地域活動（自治会活動、ボランティア活動など）をしている人は、現在、どんな活動をしていますか。（該当するもの全て回答）



Q：地域活動（自治会活動、ボランティア活動など）をしたことがない方へお聞きします。地域活動へ参加しないのはなぜですか。

年代別の結果



(3) 施策の方向

ア ボランティア組織の育成と充実

市民活動サポートセンターや市社協が運営するボランティアセンターを中心として、ボランティア活動のための情報交換や様々な地域活動、助け合い活動の一層の支援を図るとともに、組織同士の連携の強化に取り組みます。

実施主体	取組の内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市民活動サポートセンターを市民活動ネットワークの拠点とし、「支える」「つなぐ」「広める」「はたらく」をキーワードに、様々な市民活動団体間の連携を図ります。また、行政機関などと連携し、地域におけるネットワークの形成を図ります。 ◆ 市民の自主的な公益的活動を支援するため「まちづくり活動支援金」により、引き続き財政的支援を行います。 ◆ ボランティアの活動を活発にするため、佐久市福祉総合センターの運営費への助成を行います。
市社協 「地域福祉活動計画」	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ボランティア組織の育成と充実を図るため、市民が日常生活の中で、地域福祉活動やボランティア活動に参加できるよう、市社協広報紙やホームページにより周知します。また、ボランティアコーディネーター*を配置し、ボランティアの発掘や育成、活動に関する相談、需給調整、関係機関との連絡調整などを行います。 ◆ 災害に対して適切な行動ができ、いざというときに「災害ボランティア」として活動できるよう、災害ボランティア講座を開催し、多くの市民に、防災に係る意識や心構えの習得と防災力の向上を促します。また、講座の受講生に市総合防災訓練への参加を呼びかけ、ボランティア技術の習得を図ります。 H28：災害ボランティア 登録数32名 ⇒ H34：災害ボランティア 登録数50名

*ボランティアコーディネーター：ボランティアの発掘や育成、研修、活動のあっせんなどを担当する職員。情報の提供や活動上の相談も行う。

イ 地域組織への活動支援

老人クラブ、地区育成会、子育てサークル*など地域組織による地域福祉活動がより多くの地域に広がり、多くの市民が参加できるよう、活動の一層の活性化に向けて支援します。

実施主体	取組の内容
市民	◆ 地域組織の活動に興味を持ち、積極的に参加し、お互いの理解を深めましょう。
市	◆ 環境美化活動や子どもの見守り、世代間交流などを行う老人クラブへ補助金を交付し、その活動を支援します。 ◆ 地域の特性を生かした地区育成会活動を促進します。
市社協 「地域福祉 活動計画」	◆ 市内7地区にある地区社協の組織をさらに強化し、住民の目線で地域の課題に即した積極的な活動の展開を図ります。

ウ 地域活動の場づくり

誰もが気軽に地域活動に参加するには、小さな地域ごとの活動の場が必要となるため、地域における助け合いや交流の拠点として、地区公民館や集会場で市民が主体となって活動できる体制づくりを支援します。

実施主体	取組の内容
市民	◆ 公民館活動など地域活動に参加するよう努めましょう。
市	◆ 地域公民館長を対象とした研修会やモデル地域公民館事業を継続し、地域公民館の事業の充実を支援します。 ◆ 地区公民館において、市民ニーズを把握するためのアンケートを継続して実施し、内容の充実や新たな講座の開設に努めます。
市社協 「地域福祉 活動計画」	◆ ふれあいいいききサロン事業として、高齢者が地域の中で孤立しないよう、定期的につどい交流する場を設けることで、閉じこもりや認知症の予防活動を推進します。 H28：開催区 150区 ⇒ H34：開催区 240区

*子育てサークル：子育てを行う親同士が、情報交換や育児に関する学習会、遊びを通しての交流会を自主的に行うグループ。

第1節 共に支え合う人づくり数値目標

	平成23年度の 値	平成28年度 の値	平成34年度 の目標値
キャラバン・メイト*数 (延べ人数)	70人	159人	240人
認知症サポーター養成数 (延べ人数)	3,000人	8,825人	15,000人
市社協福祉体験教室 開催回数	12回	45回	74回



認知症サポーターの証「オレンジリング」

*キャラバン・メイト：認知症サポーター養成講座の講師となる者。

第2節 安心して暮らせる地域づくり

1 安心して子どもを産み育てられる仕組みづくり

(1) これまでの主な取組

市

- ◆ 放課後や週末、長期休暇などの際の子どもの居場所として児童館運営を行っています。
- ◆ 妊娠中から出産後の育児など母子保健全般にわたる相談支援、乳児の健やかな発育・発達と産後の母親の心身のケアや育児サポートを始め、その他の健診や教室を行っています。
- ◆ 平成29年度から「子育てママさんサポート事業*」を拡充し、従来の育児相談支援（子どもの成長発達、母の心身の健康状況、育児手技、生活に関する相談の対応など）に加え、助産師による専門相談支援（乳房マッサージ、体のケアなど）を開始しました。
- ◆ 児童生徒の不登校、いじめなどの諸問題や保護者の子育てに関する悩みの相談窓口として、スクールメンタルアドバイザー*によるコスモス相談*を実施しています。
- ◆ 佐久地域での地域完結型の医療体制*の確立を推進するため、佐久総合病院再構築に伴う佐久医療センターの建設や、地域医療体制の整備に対する補助などを行いました。
- ◆ 女性の仕事と子育ての両立を支えるため、男女共同参画推進事業者表彰*を実施し、男女ともに働きやすい職場づくりを推進しています。
- ◆ 夫婦で協力する育児や妊娠中からの愛着形成の大切さについて伝えるため、「パパママ教室」（産前教室）を開催しています。
- ◆ 子育てに関する相談の場、また親子の交流の場として、「子育てサロン*」や「つどいの広場*」を開設しています。
- ◆ 子どもの歯の健康を守るため、「妊婦さんの歯の教室」や「フッ素洗口事業」を実施しています。また、3歳児のむし歯を減らすため、子どもの歯の教室の対象者を2歳児にしぼり、「2歳児歯っぴー教室」を開催しています。

*子育てママさんサポート事業：新生児訪問後や相談により継続した育児支援が必要と思われる家庭に、保健師や助産師が訪問などにより助言指導を行う事業。

*スクールメンタルアドバイザー：教員や保護者などから児童生徒の不登校・いじめや学校内の諸問題の相談を受けている者。

*コスモス相談：市教育委員会が実践している児童生徒の不登校・いじめ・就学などの諸問題や子育てに関する教育相談。

*地域完結型の医療体制：医療機関の相互の役割分担や連携により、地域全体で必要な医療を提供する体制のこと。

*男女共同参画推進事業者表彰：男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行っている事業者を表彰し、その取組内容を広く周知することで、男女共同参画の社会づくりを一層推進する事業。

*子育てサロン：子育て中の保護者などが、子育てに関する相談や情報交換、交流が持てる場。

*つどいの広場：就学前の乳幼児とその保護者が、つどい・交流ができ、子育てについて気軽に相談ができる場。

- ◆ おたふくかぜワクチン任意接種を希望する1歳児に対し接種費用の一部助成を開始しました。
- ◆ 一時保育や長時間保育、休日保育、病児・病後児保育など保護者のニーズに応じた保育に努めています。
- ◆ 環境整備を図るため、老朽化が進んでいる保育施設の計画的な更新に努めています。
- ◆ 保育園や幼稚園などにおいて、発達気になる児童や子育てについて、保健師や心理専門職が、保護者や保育士などからの相談に応じています。
- ◆ 発達気になる児童についての様々な情報を、保護者が成長に合わせて記入し、関係者間の情報共有に役立つ冊子「サポートブック 虹のかけはし」を配付しています。
- ◆ 佐久市療育支援センターでは、障がいを持つ児童や発達気になる児童に対し、親子療育を実施しています。
- ◆ 保護者が抱える子どもの養育などの問題について、子ども特別対策推進員*や家庭児童相談員*が関係機関と連携し相談や助言を行っています。
- ◆ 関係機関、保健師、保育士などを交えた「佐久市要保護児童対策地域協議会*」を中心として、援助、支援活動を行っています。

*子ども特別対策推進員：子どもを取り巻く様々な問題について相談に応じ、助言指導を行い、市役所や保育園での相談事業や家庭児童相談員との連絡調整にあたり、相談事業の総合的調整を図っている。

*家庭児童相談員：子ども特別対策推進員と連携し、家庭での子どもの養育問題の相談を受けている者。市内19児童館の館長が兼ねる。

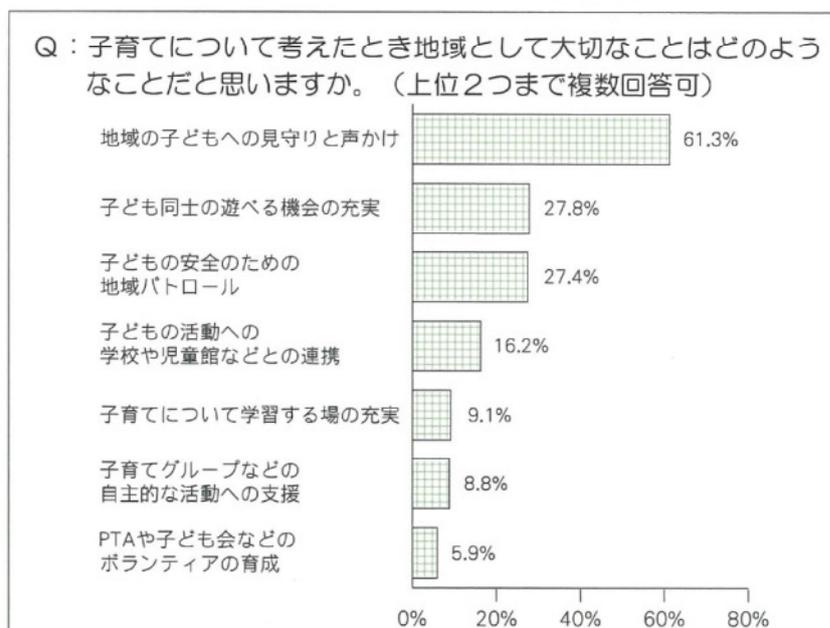
*佐久市要保護児童対策地域協議会：虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関がその子どもなどに関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくための地域協議会。

(2) 現状と課題

市社協

- ◆ 育児ストレスの解消や参加者同士の交流、世代間交流などを図るため、「パパママ応援事業*」に取り組んでいます。
- ◆ 育児支援のファミリーサポート事業*は、核家族や頼れる人のいない世帯からの依頼が多いことから、近隣住民やボランティアによる有償の助け合い活動として、事業の充実と支援会員の養成に力を入れています。
- ◆ ファミリーサポート事業推進にあたり、佐久市保育協会*や佐久市保育園保護者連合会*と連携強化を図っています。

- ◆ 就労形態の変化や核家族化の進行など社会環境の変化に応じた保育支援や、性別にとらわれることなく、家庭や地域の中で協力しながら子育てが行える環境づくりがより一層求められています。
- ◆ 市民アンケートでも子育てにおいて地域として大切なこととして「地域の子どもへの見守りと声かけ」という回答が多くありました。地域のつながりの希薄化や核家族化の進行によって、不安や悩みを抱える子どもや保護者が家庭や地域で孤立することがないように、相談支援体制の充実や子どもの居場所づくりなど、地域全体で子育てを支援していく必要があります。
- ◆ 保育園、学校、障がい児施設など関係機関と連携を強化し、障がいを早期発見し、支援につなげる必要があります。



*パパママ応援事業：子育てを行う父親や母親の育児ストレスの解消を図り、情報の交換、仲間づくり、世代間交流などのきっかけづくりのための子育て講座を行う事業。

*ファミリーサポート事業：支援が必要な子育て中の家族などと支援者を橋渡しし、冠婚葬祭や病気治療のための通院時の一時預かりなど育児支援を行う事業。

*佐久市保育協会：子育てを支援し、地域に根ざした保育を実施し、会員相互の連携と保育者自身の資質向上を図っている。

*佐久市保育園保護者連合会：保育園保護者会の連携を密にして、児童福祉の増進を図っている。

(3) 施策の方向

ア 安心・安全のネットワークの拡充

児童館などにおいて地域における子どもたちの居場所づくりを推進します。また、安心して子育てができるよう、関係機関と連携した相談事業など子育て支援に努めます。

加えて、子どもを犯罪などの被害から守り、安全を確保するため、関係機関や団体、地域が一体となって協力し、地域全体で安全体制づくりを進めます。

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子どもの非行や犯罪、いじめを防ぐため、地域の子どもは地域で守り育てるという意識を高めましょう。 ◆ 日常的な声かけなどを行い、地域での子育て支援を行いましょ。 ◆ 市などが行う子育て支援事業を利用したり、育児で困ったことや悩みは1人で抱えず、保健師などに相談しましょ。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子どもが放課後や週末、長期休暇などに安心して利用できる「子どもたちの居場所」として、豊かな心を育める児童館運営に努めます。 ◆ 妊娠中から出産後の育児など、母子保健全般にわたる専門職による相談が受けられる「母と子のすこやか相談室」、乳児の健やかな発育・発達と産後の母親の心身のケアや育児サポートを目的とした「こんにちは赤ちゃん事業」、その他の健診や教室を行います。 ◆ 「子育てママさんサポート事業」として、強い育児不安など、特に支援が必要と認められる妊婦、または母親に対し、その養育が適切に行われるよう、保健師や助産師の訪問による育児相談支援、または専門相談支援を行います。 ◆ 子ども特別対策推進員、家庭児童相談員（児童館館長）を中心に保育園長や教育委員会のスクールメンタルアドバイザー、児童相談所など関係機関と連携し、子育て支援のための相談事業を実施します。 ◆ 専門補導委員*が少年相談活動として、少年や家族が抱えている問題の相談に応じ、注意や助言を行います。また、より専門的な関係機関に引き継ぎ、問題の解決を図ります。 ◆ 街頭補導活動は、青少年の集まりやすい場所を巡回し、不良行為少年などを早期発見し、適切な注意や声かけをすることにより、少年の非行化を未然に防止し、健やかな成長を支援します。

*専門補導委員：補導委員と一緒に、街頭補導活動や少年相談を中心に子どもたちと関わり、青少年の健全育成のため、活動している者。

イ 子育てしやすい環境づくり

性別にとらわれることなく男女の仕事と生活の調和を図り、子育てを行えるよう意識の啓発を行います。

また、家庭、地域、市、事業者などが一体となった子育て支援体制を推進します。

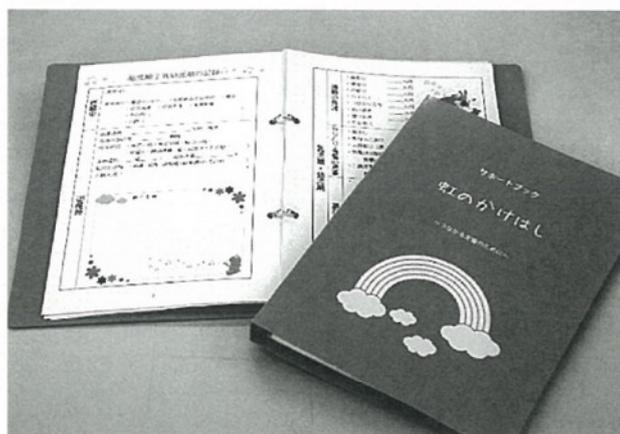
実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 男女が協力して家事や育児を行うことを心がけましょう。 ◆ 日常的な声かけなどを行い、子育て家庭との交流を図る中で、地域での子育て支援をしましょう。 ◆ 市などが行う子育て支援事業を利用しましょう。
事業者・NPO法人など	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ワーク・ライフ・バランス*の実現に向け、男女が協力して子育てを行うための労働条件や就労環境の配慮に努めましょう。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 男女共同参画推進事業者表彰を実施し、男女共同参画の推進に積極的に取り組む事業者（個人、法人、自治会、PTAなど）を表彰し、その取組を広く周知することで、男女ともに働きやすい職場づくりを推進し、性別にとらわれることなく男女が仕事と子育てを両立し、安心して働ける職場の拡大を図ります。 ◆ 夫婦で協力する育児や妊娠中からの愛着形成の大切さについて伝えるため、「パパママ教室」（産前教室）を定期的で開催します。 ◆ 子育てを応援するための「子育てサロン」や「つどいの広場」で、育児に関する相談に応じるとともに育児講座を開催するなど子育て支援事業を推進します。 ◆ 「妊婦さんの歯の教室」や「2歳児歯っぴー教室」、「フッ素洗口事業」の実施により、子どもの歯の健康を守るための支援を継続します。 ◆ 平成29年度から開始した、おたふくかぜワクチン任意接種を希望する1歳児に対し接種費用の一部助成を継続して実施します。
市社協「地域福祉活動計画」	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子育てグループ間の情報交換や仲間づくり、協働活動を支援します。 H28：年間延べ活動回数60回 ⇒ H34：年間延べ活動回数70回

*ワーク・ライフ・バランス：仕事と家庭の調和。仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を自分の希望するバランスで実現できる状態。

ウ 多様化する保育ニーズへの対応

多様化する保育ニーズへの対応として、保護者が仕事、病気、育児ストレスなどにより保育が困難な際の支援体制の強化を図ります。

実施主体	取組の内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 一時保育や長時間保育、休日保育、病児・病後児保育など保護者のニーズに応じた保育内容の充実に努めます。 ◆ 環境整備を図るため、老朽化が進んでいる保育施設の計画的な更新に努めます。 ◆ 保育園や幼稚園などにおいて、発達の気になる児童や子育てについて、保健師や心理専門職が、保護者や保育士などからの相談に応じることで、子育てへの不安感の軽減に努めます。 ◆ 発達の気になる児童についての様々な情報を、保護者が成長に合わせて記入する冊子「サポートブック 虹のかけはし」を配付し、情報共有ツールとして活用することで、関係者間の連携を図ります。 ◆ 佐久市療育支援センターでは、障がいを持つ児童や発達の気になる児童に対し、療育を実施し、子育て支援に努めます。
市社協 「地域福祉 活動計画」	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ファミリーサポート事業（育児支援）として、子育て中の家族などを対象に、冠婚葬祭、通院などに参加する際に、育児支援会員*による支援を行います。 H28：育児支援会員数54名 ⇒ H34：育児支援会員数80名



サポートブック 虹のかけはし

*育児支援会員：子育て中の家族などを対象に、冠婚葬祭や病気治療のための通院などの際に一時預かりを行う。近隣の住民やボランティアが支援会員として有償で支援する。登録の際には講座を受講する。

エ 社会的支援機能の体制づくり

援助を必要とする児童を早期に発見し対応するため、市民、市、各関係機関が連携した支援体制の充実を図ります。

実施主体	取組の内容
市民	◆ 地域での見守り、声かけなどを行って、援助を必要とする児童の発見に協力しましょう。
市	◆ 主任児童委員と連携して要保護児童の情報を収集し、早期発見に努めます。 ◆ 子ども特別対策推進員を中心として、援助を必要とする児童の状況把握と支援活動を行います。 ◆ 関係機関、保健師、保育士などを交えた「佐久市要保護児童対策地域協議会」を中心として、援助、支援活動を充実します。
市社協 「地域福祉 活動計画」	◆ ファミリーサポート事業（育児支援）として、子育て中の家族の支援要望に対応するため、育児支援会員の登録数の増加を図ります。また、育児支援会員として登録する際には、養成講座の受講を義務付け、育児支援会員の質を保ちます。 H28：育児支援会員数54名 ⇒ H34：育児支援会員数80名



育児助っ人養成講座

2 人にやさしいまちづくり

(1) これまでの主な取組

市

- ◆ 公共建築物の施設更新にあたっては、スロープや多目的トイレの設置などを進めています。
- ◆ 市営住宅の整備に合わせた居室の段差解消について、統合建替事業を実施した一本柳団地において、住戸内の居室間の段差をなくすとともに、居室と玄関、風呂の出入り口についても段差をほぼなくしました。公営住宅のリフォーム事業においては、居室間の段差を解消しました。
- ◆ 佐久市役所南棟（旧佐久消防庁舎）の改修工事に際し、多目的トイレ（オストメイト*対応・ベビーベッド）を設置しました。（平成28年度しゅん工）
- ◆ パーキング・パーミット制度*の利用促進を図るため、市広報紙やホームページを通じて、利用が見込まれる人への周知などを行っています。
- ◆ 佐久市役所各庁舎（本庁・支所）の駐車場へパーキング・パーミット区画を整備しました。
- ◆ グループホームしおなだなどの設置を行い、障がい者の生活の場などの充実を図っています。
- ◆ 住み慣れた地域での生活が可能となるよう、「通い」「訪問」「泊まり」のサービスを柔軟に組み合わせて提供できる小規模多機能型居宅介護事業所*を、日常生活圏域*に各1事業所となるよう整備しました。
- ◆ 佐久圏域障がい者就業・生活支援センター、ハローワークなどと連携し、企業を対象とした、障がい者雇用に関するセミナーの周知などを行っています。

市社協

- ◆ 市社協ホームページにバリアフリー情報*を掲載し、外出の際に利用できるよう周知しています。
- ◆ 障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、福祉施設通所を通じて、就労に必要な訓練や支援を行っています。

*オストメイト：手術によって、人工的に腹部へ人工肛門や人工膀胱の排泄口（ストーマ）を造設した人。

*パーキング・パーミット制度：障がい者等用駐車場を利用できる人を明確にすることで、障がい者等用駐車場を必要とする人が駐車場を利用しやすくなることを目指し、障がい者や高齢者など移動に配慮が必要な人に県内共通の利用証を交付する制度。

*小規模多機能型居宅介護事業所：利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、「通い」「宿泊」「訪問」を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行う事業所。

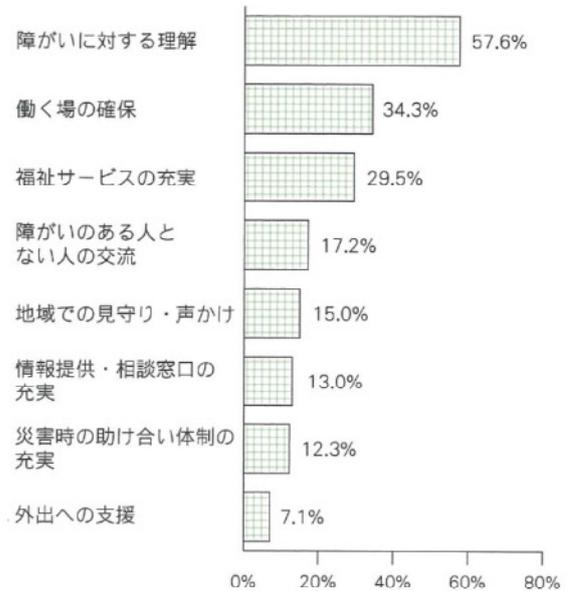
*日常生活圏域：高齢者が要支援状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活できるよう、面積や人口だけでなく、行政区、住民の生活形態、地域づくり活動の単位など、それぞれの地域の特性を踏まえて設定した地域の範囲。

*バリアフリー情報：社協独自のピクトグラム（視覚記号・図記号）を使い、目で見て設備や機能がわかるように示したもの。

(2) 現状と課題

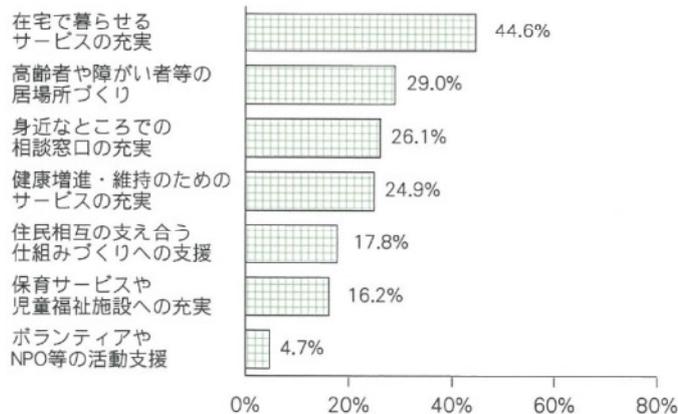
- ◆ 障がい者が地域で暮らしていくためには、地域住民が障がいに対する理解を深めるとともに、雇用の場の確保と情報提供を含めた仕組みを充実させる必要があります。
- ◆ 市民アンケートでも、「在宅で暮らせるサービスの充実」が望まれているように、全ての人が住み慣れた地域で暮らしていくことができるよう、一層のバリアフリーの推進やサービスの拡充が求められています。

Q：障がいのある人が社会参加しやすいようにするために地域として大切なことはどんなことだと思いますか。（上位2つまで複数回答可）

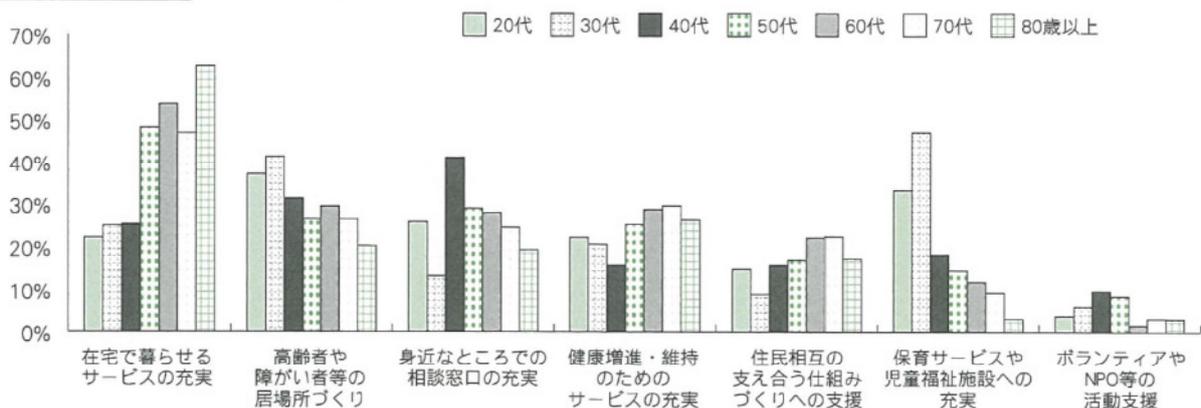


Q：今後、市や社会福祉協議会はどのような施策を優先して取り組むべきだと思いますか。（上位2つまで複数回答可）

全体の結果



年代別の結果



(3) 施策の方向

ア まちのバリアフリーの推進

「長野県福祉のまちづくり条例*」に基づき、障がい者を始め、誰もが地域で共に暮らしていく地域づくりのため、ユニバーサルデザインの視点によるまちのバリアフリー化を推進します。

実施主体	取組の内容
市民	◆ 障がい者、高齢者、子どもなどの目線に立ち、ユニバーサルデザインやバリアフリーへの理解を深めましょう。
事業者・NPO法人など	◆ 「長野県福祉のまちづくり条例」に基づき、建物などのバリアフリー化に努めましょう。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 公共建築物の施設更新にあたっては、誰もが地域で安心して暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの視点による改修・整備を進めます。 ◆ パーキング・パーミット制度の利用促進を図るため、周知・啓発活動を推進します。
市社協 「地域福祉活動計画」	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 外出する機会の少ない障がいのある人などが安心して外出できるよう、公共施設や商業施設などのバリアフリー化情報をホームページに掲載するとともに、掲載施設の増加に努め、内容の充実を図ります。また、バリアフリーマップ*を作成し、随時更新します。 ◆ 「人と人とがつながり、支え合う地域づくり」の実現を目指し、車いす利用者や視覚障がい者、聴覚障がい者の支援の仕方がわかる福祉教材用DVDを作成し、市内の小中学校、高校などに配布し、福祉教育を推進します。



パーキング・パーミット制度協力区画

*長野県福祉のまちづくり条例：福祉のまちづくりの総合的な推進を図り、全ての県民が共に生きる豊かな福祉社会の実現を目的とする。福祉のまちづくりのための施策及び障がい者などが安全かつ容易に利用できる施設の整備について必要な事項を定めるとともに、県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにしている。近年の社会福祉の変化に対応し、福祉のまちづくり条例をより実効性のあるものにするため改正され、平成28年12月1日施行。

*バリアフリーマップ：障がい者の外出機会の拡大、社会参加を促進するため、車椅子対応のトイレや入口の段差解消など、利用しやすいように工夫された店舗や施設の情報を、一覧表や地図にまとめたもの。

イ 福祉施設の機能の充実

障がい者や高齢者、介護家族を地域で支え、日常の生活の質を高めるため、地域生活の場の提供や福祉施設の機能の充実を図ります。

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 施設利用者との交流の機会を持つなど、障がいのある人への理解を深めましょう。
事業者・NPO法人など	<ul style="list-style-type: none"> ◆ イベントなどを通じて、施設利用者と地域の住民が交流できるよう、周知を図りましょう。 ◆ 利用者のニーズに沿ったサービスの提供に努めましょう。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障がい者の自立した日常生活や社会参加のため、講座、教室、就労支援などの充実に努めるとともに、日中活動の場や生活の場の量的・質的な確保を、サービスを提供する事業者へ働きかけます。 ◆ 高齢者が住み慣れた地域で、安心・安全に生活が継続できるよう、地域の特徴を生かしたサービスを提供するため、引き続き施設サービスと在宅サービスのバランスのとれた介護基盤の整備を進めていきます。

ウ 障がい者の就労支援

障がい者の自立した日常生活や社会参加を促進するため、公共職業安定所や福祉関係機関、事業所などと連携し、障がい者雇用に関する理解を促進します。

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 職場で障がいのある人の適性について、理解を深めましょう。
事業者・NPO法人など	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障がい者雇用の各種制度について理解を深め、積極的に障がい者雇用に取り組みましょう。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 佐久圏域障がい者就業・生活支援センター*、ハローワークなどと連携し、事業者に対して、障がい者雇用についての制度や参考となる事例の紹介を行い、障がい者の就労の場の確保と定着のための支援を行います。
市社協 「地域福祉活動計画」	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 就労継続支援B型事業*の事業所として、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、福祉施設への通所を通して、必要な訓練や支援を適切かつ効果的に行います。

*障がい者就業・生活支援センター：障がい者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育など関係機関の連携拠点として、就業面や生活面における一体的な相談支援を実施する機関。

*就労継続支援B型事業：通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供や知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行う。

3 福祉サービスの利用促進

(1) これまでの主な取組

市

- ◆ 佐久広域連合障害者相談支援センター*ほか、障がい者支援に関わる機関との連携を強め、障害福祉サービスのマネジメント機能を担う相談支援事業所の拡充を図っています。（平成24年度：11事業所→平成29年度：15事業所へ拡大）
- ◆ 障がい者虐待相談窓口を設置し、障がい者の虐待相談支援を行っています。
- ◆ 障がい者虐待ネットワーク委員会を設置し、多方面からの協力支援が行えるよう連携を図っています。
- ◆ 障害者自立生活支援センターでは、障がい者の自立した日常生活や社会参加のため、各種講座や教室、相談事業を行っています。
- ◆ 介護保険サービスに限らず、生活支援全般に関わるサービス調整・支援が行えるよう、各地域包括支援センターに生活支援コーディネーター*を配置しました。
- ◆ 児童の養育について相談に応じる「子ども特別対策推進員」、また児童館の「家庭児童相談員（館長兼務）」の周知を図り、相談しやすい環境の整備に努めています。
- ◆ 児童虐待に対応するため、市と関係機関の担当者が連携して要保護児童に対し支援や援助を行う「佐久市要保護児童対策地域協議会」を設置しました。
- ◆ 配偶者暴力などの相談窓口として、女性相談員を配置し、配偶者暴力などの相談支援を行っています。
- ◆ 生活困窮者に対する包括的かつ継続的な相談支援を行うため、長野県・佐久市生活就労支援センター「まいさぼ佐久」を開設し、生活就労支援員*を配置しました。
- ◆ 民生児童委員協議会、区長会など地域組織との連携・協働を通し、市民のより身近な相談窓口としての機能強化を行っています。

*佐久広域連合障害者相談支援センター：平成24年4月1日に佐久圏域11市町村が共同で設置した、障がいに対応した相談支援を行う機関。

*生活支援コーディネーター：生活支援・介護予防サービスの充実に向け、ボランティアなど生活支援の担い手の養成・発掘など地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う者。

*生活就労支援員：一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携し、課題解決に向けた支援を行う者。

- ◆ 市広報紙やホームページのほか、「福祉のしおり」を通じて福祉サービスに関する周知を行っています。
- ◆ 判断能力が十分でない障がい者や高齢者を法律的に保護するため、さく成年後見支援センター*と連携し、成年後見制度*の利用促進を図っています。
- ◆ 身寄りのない障がい者や高齢者で、成年後見制度の利用が必要な人に対して、市が審判請求するとともに、経済的に利用が困難な人には費用援助を行っています。

市社協

- ◆ 市社協広報紙「ぴーぷる」やホームページにより、各種福祉サービスの情報などを紹介しています。
- ◆ 判断能力が十分でない障がい者や高齢者に対して、福祉サービスの利用促進や支援体制の充実を図っています。
- ◆ 地域包括支援センターと連携を図り、地域で生活する高齢者に関する情報の共有と、適切な対応に向けた連携体制の強化を図っています。

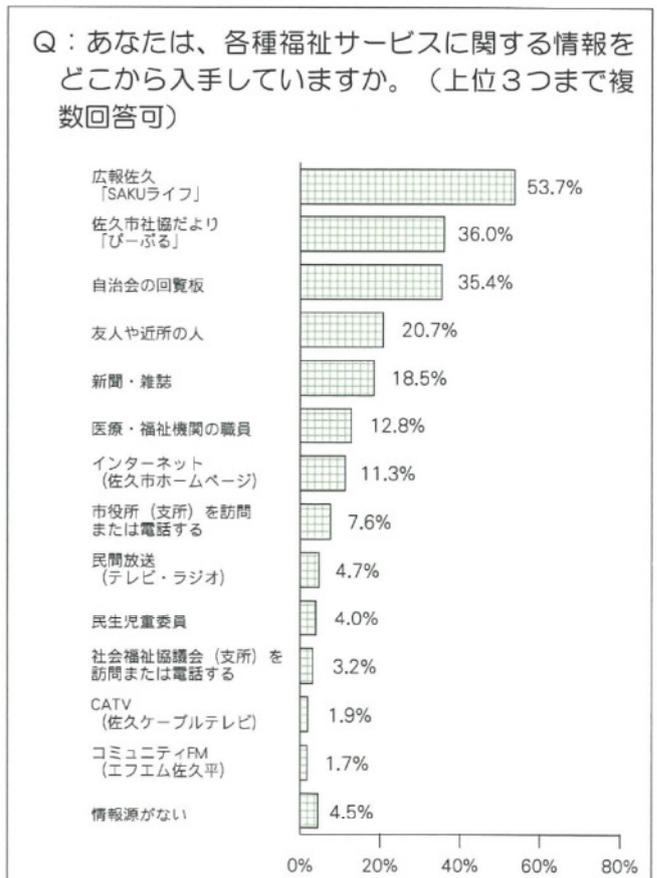
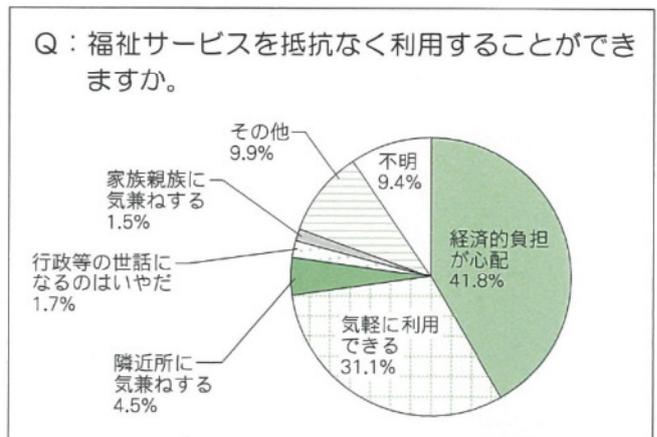
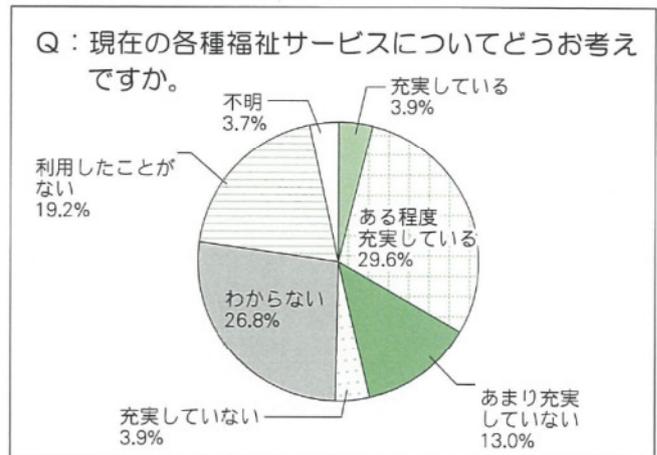


生活就労支援センター「まいさぼ佐久」

*さく成年後見支援センター：福祉サービスの適切な利用の促進、支援体制の充実を図るため、相談・申立て支援、専門職などとの定期的検討会議などに加え、法人後見の受任も行う。
 *成年後見制度：判断能力が十分でない人が、法律面や生活面で不利益を被らないよう、家庭裁判所が選んだ援助者が財産と生活を守る制度。

(2) 現状と課題

- ◆ 市民アンケートでは、現在の各種福祉サービスについて、「わからない」「利用したことがない」という回答が4割を超えており、情報の入手先は市広報紙などの紙媒体が中心という結果になっているため、集合住宅に住んでいる人など、紙媒体の情報が届きにくい人も容易に情報収集できるよう多様な方法で情報発信をしていく必要があります。
- ◆ 福祉サービスを抵抗なく利用できるかについては「経済的負担が心配」との回答が4割を超えていることから、福祉サービスについての情報発信だけでなく相談しやすい環境整備も必要です。
- ◆ 社会福祉制度改革により、現在、福祉サービスは利用者が自らの意思で選択し利用する「利用者本位の仕組み」となっており、福祉サービスを利用するには、情報、サービス内容、福祉制度を理解し、契約当事者としての判断能力が求められることから、判断能力が十分でない人を法的に保護していく必要があります。



(3) 施策の方向

ア 相談体制の充実

必要な福祉サービスを誰もが円滑に利用できる環境を整えるため、市民が気軽に相談できる体制づくりを進めます。

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市広報紙や回覧板、各種会合などを通じて、虐待や配偶者暴力などに対する理解を深めましょう。 ◆ 隣近所や職場の同僚、友人、知人に関心を持って接し、困ったときにお互い気づき、声をかけ合える地域づくりをしましょう。 ◆ 市広報紙などを通じて日常的なサービスと相談窓口についての知識を深めましょう。
事業者・NPO法人など	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 他の事業所や関係機関との連携を図りながら、適切な対応に努めましょう。 ◆ 虐待や配偶者暴力などについての理解促進に努めましょう。 ◆ 障がい者や高齢者などが住み慣れた地域で、その人らしい生活が続けられるよう保健・医療・福祉を総合して、必要なサービスにつなげる身近な窓口として取り組みましょう。 ◆ 他の事業所や関係機関との連携を常に図り、適切な対応に努めましょう。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障がい者・高齢者・児童虐待に対しては、早期発見と迅速な対応、また虐待防止のための支援体制の充実を図ります。 ◆ 市の福祉関連窓口（保健・福祉・医療）や、佐久広域連合障害者相談支援センターを始め、障がい者支援に関わる機関との連携を強化し、障害福祉サービスのマネジメント機能を担う相談支援事業所体制の機能充実を図ります。 ◆ 障がい者の社会参加を促すため、障害者自立生活支援センターでの各種講座や教室、相談事業の充実に努めます。 ◆ 障がい者虐待に対して、迅速な対応や養護者支援を行い、障がい者が安心して生活出来るよう努めます。 ◆ 地域住民に対して、障がい者への理解を促し、支援体制の整備に努めます。 ◆ 高齢者の総合相談窓口として市内5か所に設置されている、「地域包括支援センター」の相談機能の充実を行い、市民の方が住み慣れた地域で、安心・安全に生活できるよう努めます。また、生活圏域については、行政区、住民の生活形態、地域づくり活動の単位など、それぞれの地域の特性を踏まえ見直しを進めます。

市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 児童の養育について相談に応じる「子ども特別対策推進員」、また児童館の「家庭児童相談員（館長兼務）」の周知を図るとともに、相談しやすい環境を整備し、適切な対応に努めます。 ◆ 児童虐待に対応するため、「佐久市要保護児童対策地域協議会」を設置し、市と関係機関の担当者と連携して要保護児童に対し支援や援助を行います。 ◆ 配偶者暴力などの相談窓口として配置している女性相談員が相談支援を行うとともに、庁内や関係機関と連携を密にし、必要なとき、必要な人に支援が行えるよう引き続き体制を整えます。 ◆ 生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図るため、生活困窮者に対する自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業を実施し、関係機関との連携強化により支援体制の充実を図ります。 ◆ 長野県・佐久市生活就労支援センター「まいさぼ佐久」は、経済的困窮かどうかに関わらず、全ての相談を断らないことを基本姿勢に、関係機関連携のもと、ワンストップ相談窓口として、一人ひとりの状況に応じ自立に向けた人的支援を包括的に提供し、生活困窮状態からの早期脱却を支援します。
市社協 「地域福祉 活動計画」	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 日常生活自立支援事業*として、判断能力に不安がある障がい者や高齢者に対して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの支援を行います。



*日常生活自立支援事業：高齢や障がいにより、一人では日常の生活に不安のある人が地域で安心して生活が送れるよう、利用者本人との契約に基づいて、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの支援を行う。

イ 福祉サービスの充実と質の確保

市民の誰もが必要とする福祉サービスの情報を得られるよう、様々な生活様式や各世代に対応した、わかりやすい情報の提供に努めます。

また、福祉サービスに対するニーズが多様化・複雑化している中で、様々な専門機関や地域組織と連携し、利用者のニーズに応じた福祉サービスの提供に努めます。

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 日頃から各種相談窓口について関心を持ち、自分自身が困ったとき、周囲の人から相談があったとき、相談窓口を紹介できるよう努めましょう。
事業者・NPO法人など	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 従業員が困っているとき、適切な相談窓口につなげるよう努めましょう。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市広報紙への掲載に加え、市ホームページやSNSなどを活用し、福祉サービスの周知を図ります。 ◆ 職員の資質向上により、相談者の自立に向けた支援の提供に努めます。 ◆ 「福祉のしおり」を通じて福祉サービスの周知を行い、福祉サービスの利用促進を図ります。
市社協「地域福祉活動計画」	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市社協事業や地域福祉事業についての情報を掲載した市社協広報紙「ぴーぷる」を年6回全戸配布し、広報活動の推進を図ります。 ◆ 市社協ホームページの内容の充実を図ります。

ウ 権利擁護の推進

福祉サービスを利用するには、情報、サービス内容、福祉制度を理解し、契約当事者としての判断能力が求められることから、判断能力が十分でない障がい者や高齢者を法的に保護し、安心して必要なサービスを利用できるよう、成年後見制度の周知と利用促進に努めます。

実施主体	取組の内容
市民	◆ 地域で判断能力が十分でない障がい者や高齢者に気づいたときは、民生児童委員、または市や市社協につなげましょう。
事業者・NPO法人など	◆ 利用者の利益と権利擁護のための支援を行いましょう。
市	◆ 判断能力が十分でない障がい者や高齢者で、身寄りがなく成年後見制度の申立てができない場合などに、市が後見開始などの審判請求を行います。 ◆ 成年後見制度を利用しやすいものとするため、さく成年後見支援センター、地域包括支援センターなど関係機関との連携を強化し、支援体制を充実させます。また、経済的に利用が困難な人には、要件に基づき費用援助を行います。
市社協 「地域福祉活動計画」	◆ さく成年後見支援センターを受託し、判断能力が十分でない障がい者や高齢者に対して、福祉サービスの適切な利用の促進や支援体制の充実を図るとともに、法人後見の受任を行います。 H28：法人後見数6件 ⇒ H34：法人後見数35件 年間延べ相談件数439回 年間延べ相談件数520回



4 地域福祉を充実し促進するための仕組みづくり

(1) これまでの主な取組

市

- ◆ ふれあいいきいきサロンの継続支援や新規立ち上げを市、市社協、地域包括支援センターで連携して実施しています。
- ◆ 災害時住民支え合いマップ*の作成・更新を市内全行政区で行えるよう、市社協と協働し、区長会や民生児童委員協議会に啓発を行っています。
- ◆ これまでの取組により自主防災組織率は、前回（平成24年度）比3%増の約98%となり組織設置の推進が図られました。また、自主防災組織防災資機材整備等事業補助金*を活用した資機材の充実、さらに地域防災リーダー*の育成や、防災・減災に対する意識の高揚を図っています。
- ◆ エリアメールなど*を活用し、総合防災訓練時に市民への情報伝達手段の拡充を図っています。
- ◆ 犯罪や特殊詐欺による被害などを未然に防止するため、警察署と連携しながら、広報活動を実施しています。

- ◆ 地域防犯活動の一助として、安心・安全な地域づくりに貢献するため、防犯灯の整備を推進し、夜間でも明るい屋外環境の確保を図ります。また、少年の非行化を未然に防止し、健やかな成長を支援するため、少年の街頭補導に積極的に取り組んでいます。

市社協

- ◆ モデル地区を設けて、「認知症についての学習会」「認知症徘徊SOS模擬訓練*」を実施し、認知症による徘徊行動に対し、地域で見守る体制づくりの推進を図っています。
- ◆ ひとり暮らし高齢者の緊急時に、訪問者が関係者や関係機関へ連絡できるよう連絡表を配布しています。
- ◆ 災害発生の際には関係機関との連絡調整を図り、市災害対策本部の要請を受けて災害ボランティアセンター*を設置し、ボランティアの受け入れと作業割り振りを迅速に行えるよう災害ボランティア養成講座を開催しています。

*災害時住民支え合いマップ：災害による避難時に支援が必要な要配慮者などを表記した地図。

*自主防災組織防災資機材整備等事業補助金：区の自主防災組織が防災資機材等を購入する際の補助金。

*地域防災リーダー：高い防災意識と防災・減災に関する一定の知識と技能を有し、日頃より身の回りの備えを行いながら、地域の助け合う力を向上させるリーダー。

*エリアメールなど：緊急速報メールを含む、気象庁や自治体の災害・避難情報を携帯電話会社が一斉に配信するメールのこと。

*認知症徘徊SOS模擬訓練：認知症の人が行方不明になったことを想定し、区長、民生児童委員、行政など関係機関が連携して、捜索や声かけ、通報、誘導などを行う模擬訓練。認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指すためのもの。

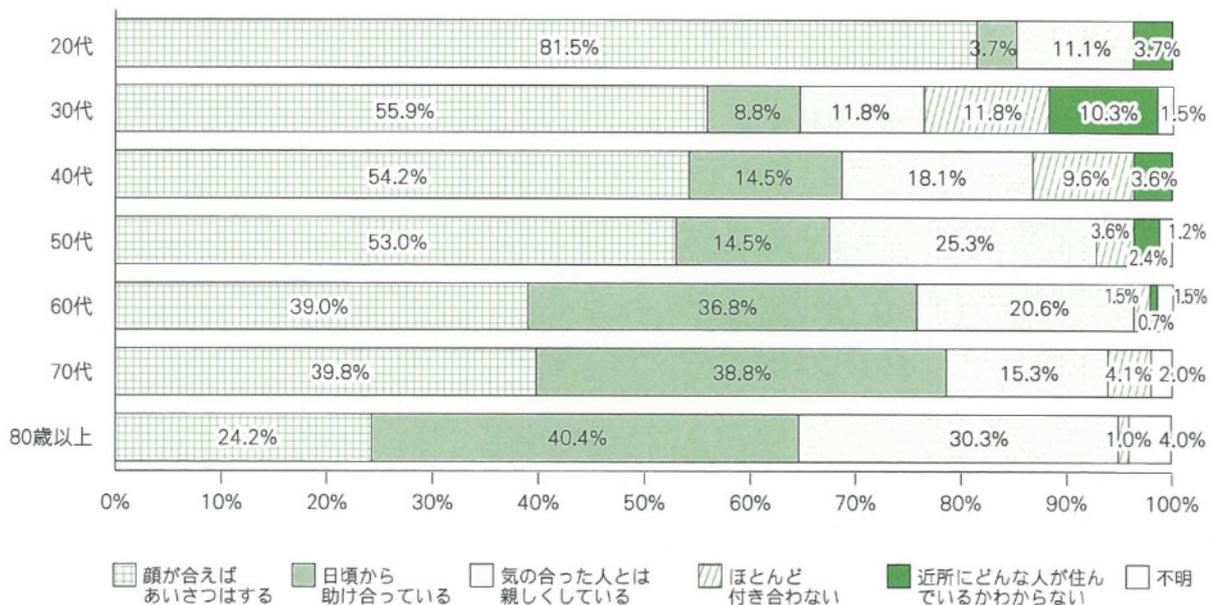
*災害ボランティアセンター：甚大な災害が発生した際に、市災害対策本部の要請を受け、市内外から支援に訪れるボランティアの受け入れと作業割り振りを迅速に行い、被災者の支援につなげる。

(2) 現状と課題

- ◆ 市民アンケートでは、近所の人との付き合い方について、60代以上の人は「日頃から助け合っている」との回答の割合が高くなっている一方、若い世代（特に20代）では割合が低くなっていますが、近所付き合いの満足度については、「満足している」「まあまあ満足している」と回答した人は全世代で6割を超えています。近所付き合いの程度や考え方について世代間の違いがあり、若い世代ほど近隣住民とのつながりが希薄化している傾向があるため、世代を問わず、助け合い、支え合う地域づくりを進めていく必要があります。
- ◆ 地域で安心して暮らすためには、自助努力も必要ですが、緊急時には、地域のつながりや近隣での助け合いが重要となります。頻発する自然災害や高齢化に備えるためにも、普段から互いの信頼関係を築き、地域のネットワークをさらに強化する必要があります。

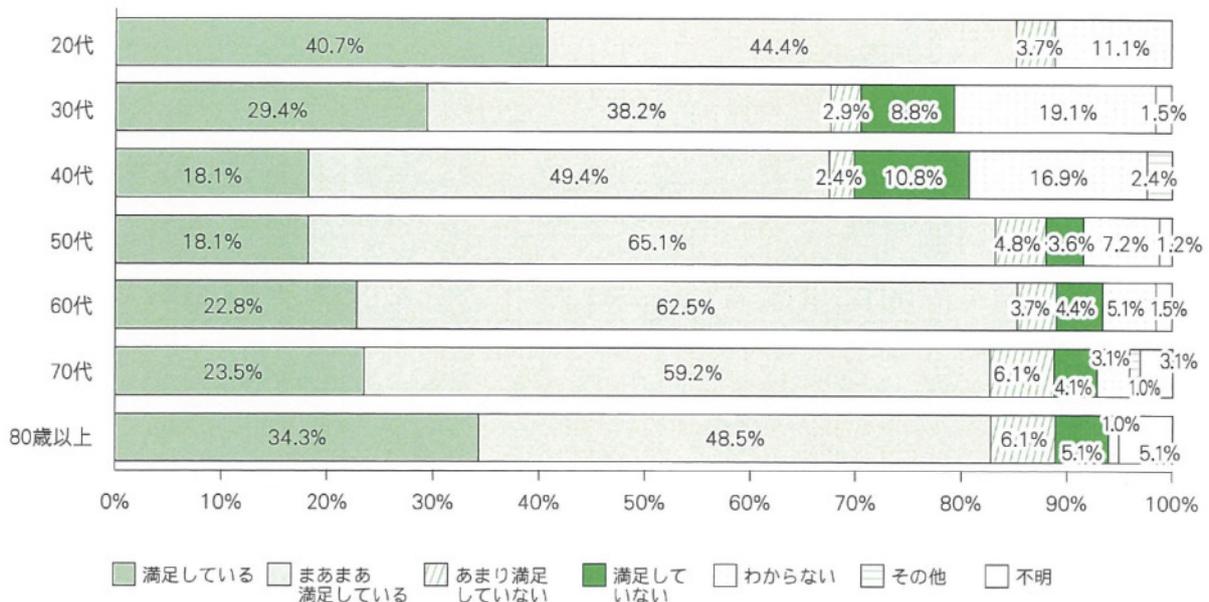
Q：あなたは近所の人とどの程度のお付き合いをしていますか。

年代別の結果

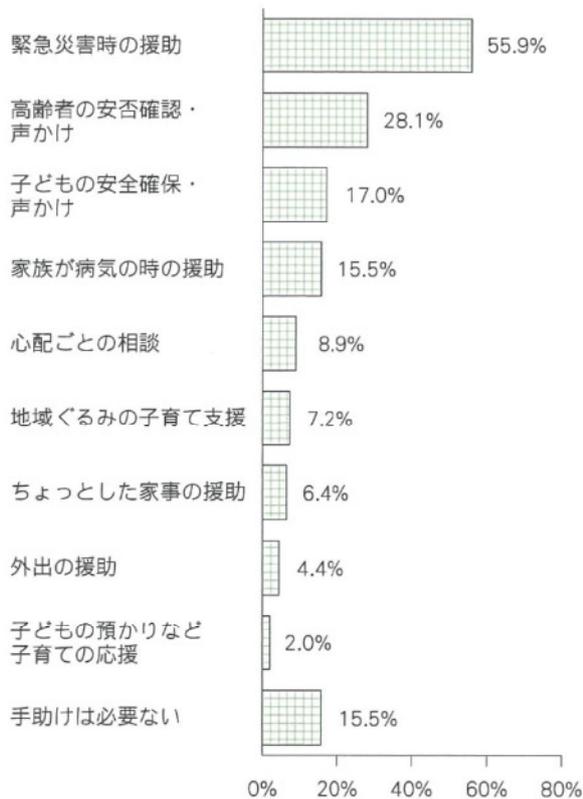


Q：今の近所付き合いに満足していますか。

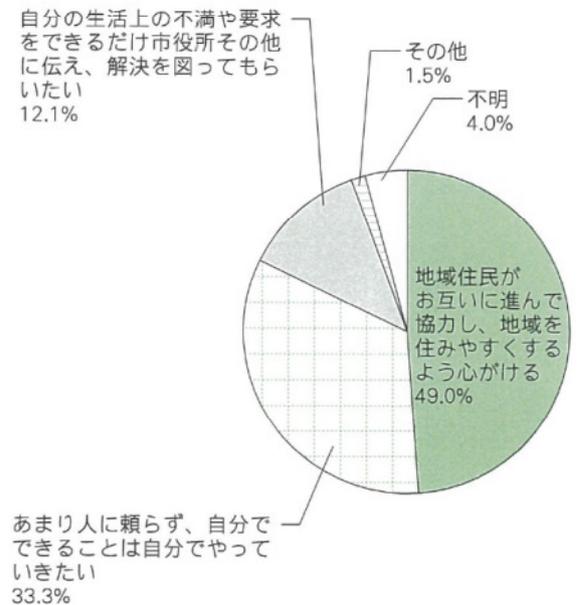
年代別の結果



Q：あなたが近所の人に手助けをお願いしたいことは何ですか。（上位3つまで複数回答可）



Q：地域生活についてどのようにお考えですか。



(3) 施策の方向

ア 地域福祉ネットワークの強化

保育園や老人ホームなど、地域における様々な施設、団体などと連携・協力して、地域住民がその地域の実情に応じて活動ができるよう、保健、医療、福祉、介護など地域福祉のネットワークを一層強化し、要配慮者*に支援の手が届くような仕組みづくりを推進します。

このネットワークにより、地域住民が日常生活の中で困っていること、支援を求めていることの情報把握し、適切なサービスの提供につなげていくための支援体制づくりを推進します。

実施主体	取組の内容
市民	◆ 日頃のお付き合いを通じ、地域内での結びつきを強めましょう。
事業者・NPO法人など	◆ サービスを必要とする人が適切なサービスが受けられるよう、関係機関との連携を図りましょう。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「ふれあいいいききサロン」などを通じて、住民の情報収集を行い、その内容を踏まえ、地域の人が必要なサービスを利用できるよう、地域包括支援センターの周知やサービス事業の情報提供を行っていきます。 ◆ 災害時住民支え合いマップを市内全地区で作成・更新できるよう、区長会や民生児童委員協議会などと連携して推進します。
市社協 「地域福祉活動計画」	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ふれあいいいききサロン事業として、高齢者が地域の中で孤立しないよう、定期的につどい交流する場を設けることで、閉じこもりや認知症の予防活動を推進します。 H28：開催区150区 ⇒ H34：開催区240区 ◆ ひとり暮らし高齢者の緊急時に、訪問者が関係者や関係機関へ連絡できるよう、高齢者緊急連絡表を作成・配布します。 H28：配布者数3,800人 ⇒ H34：活動を維持する ◆ 認知症徘徊SOS模擬訓練を実施し、認知症による徘徊行動に対して、地域で見守る体制づくりを推進します。（地域、行政、社協など関係機関が連携して開催します。） H28：開催実施地区1地区 ⇒ H34：開催実施地区15地区

*要配慮者：高齢者、障がい者、乳幼児など、防災対策において特に配慮を要する者のこと。

イ 万が一に備えた地域の体制づくり

激甚化・頻発化する各種災害の際に、地域の住民が協力し避難など減災活動に取り組めるよう、自主防災組織の強化を進めています。

加えて、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため、施設管理者等は、「避難確保計画の作成及び避難訓練の実施」が義務付けられたことから、それに伴う指導を行うなど、災害時の支援体制の強化を図ります。

また、誰もが安全で安心して暮らせる地域を築くため、家庭や地域、学校、市、事業者、関係機関相互の連携を強化し、防犯活動・防犯体制の充実を図ります。

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 共助における自主防災として、災害に強いまちづくりのため自主防災組織の役割を確認し、平時から備えましょう。 ◆ 地区防犯協会*や防犯指導員*と協力し、地域住民の身近なところで発生する犯罪などの自主的な被害防止活動に努めましょう。
事業者・NPO法人など	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の施設管理者等は、「避難確保計画の作成及び避難訓練の実施」が義務付けられましたので、確実に作成し、実施しましょう。 ◆ 地域が行う防災訓練への参加や地域との応援協定などを必要に応じて検討しましょう。 ◆ 佐久市防犯協会、職域防犯団体*、防犯ボランティア団体などで組織されている、佐久防犯協会連合会に参画し、犯罪などを未然に防止するための自主防犯活動に努めましょう。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 共助における自主防災として、災害に強いまちづくりのため自主防災組織の強化を推進します。また、防災資機材整備等の充実を図るとともに、総合防災訓練・地域での防災訓練への参加を通し、防災・減災に対する意識の高揚を図ります。 ◆ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため、施設管理者等は、「避難確保計画の作成及び避難訓練の実施」が義務付けられたことから、それに伴う指導を行うなど、災害時の支援体制の強化を図ります。

* 防犯協会：各地域の区長会や防犯指導員会、学校、事業者など関係団体により組織され、防犯パトロール、防犯灯啓発など各種防犯活動に取り組む団体。

* 防犯指導員：警察機関や防犯協会などと連携を図り、広報啓発・巡回パトロール等を実施し、街頭犯罪などの未然防止のための指導を行うため、各区から選出された者。

* 職域防犯団体：犯罪の被害を受けやすい業種や、犯罪に利用されやすい業種を中心に、組織的な防犯対策を講じるために結成された団体。

<p>市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 各区において災害時住民支え合いマップを活用し、区長や民生児童委員との協力により、地域における要配慮者の把握や日常の見守り、安否確認などの活動を支援し、情報の確保に努めます。 ◆ 犯罪などを未然に防止するため、警察署、ボランティア団体、地域住民などとの連携を強化し、防犯意識の高揚を図ります。 ◆ 特殊詐欺による被害を未然に防止するため、警察署と連携しながら、広報活動を実施します。 ◆ 防犯灯の整備を推進し、夜間でも明るい屋外環境を確保します。 ◆ 少年センター補導委員*の活動を通して、少年非行の未然防止と早期発見に努め、安全な地域づくりを推進します。
<p>市社協 「地域福祉 活動計画」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 万が一の際に災害ボランティアセンターの設置・運営に携わり、市社協職員と共に被災者支援を進めていくための「運営者」のボランティア登録を図ります。 H28：災害ボランティアセンター ⇒ H34：災害ボランティアセンター 運営登録者数32名 運営登録者数50名



総合防災訓練



災害ボランティアセンター

*少年センター補導委員：市内の駅周辺や大型店、ゲームセンターなどを中心に巡回し、問題行動の青少年の発見や指導にあたる者。

第2節 安心して暮らせる地域づくり数値目標

	平成23年度の値	平成28年度の値	平成34年度の目標値
子育てサロンの年間延べ利用者数	8,504人	7,553人	7,400人
つどいの広場の年間延べ利用者数	15,204人	24,791人	24,000人
障害者相談支援事業所数	5事業所	15事業所	18事業所
災害時住民支え合いマップの作成済み区	197区	239区	240区



つどいの広場「わくわくランドU-6」



子育てサロン

第3節 生涯にわたる心とからだの健康づくり

1 健康づくりの推進

(1) これまでの主な取組

市

- ◆ 受診者増加のため、歯周病（義歯）検診を無料化しました。
- ◆ 市民の健康意識を高めるため、40歳から60歳までの5歳刻みの年齢の人の基本健診料金を無料化しました。
- ◆ 糖尿病性腎症や慢性腎臓病（CKD）などの生活習慣病等重症化予防のため、かかりつけ医と市保健師、栄養士が連携し、市民の健康増進を推進しています。
- ◆ 市民の健康づくりに対する意識の高揚と啓発を図るため、市内の保健医療関係機関を一同に会した「健康づくり市民のつどい」を開催しています。
- ◆ 森林セラピー基地*（春日の森・平尾の森）でヨガやポールウォーキングなどのメニューを取り入れ市民の健康増進に努めています。
- ◆ 各地区公民館で「ひざ・腰ラクラク体操」「リズム体操」「和ヨガ」「歌って楽しい体操教室」など年間を通じて体を動かすきっかけづくりをしています。
- ◆ 中央公民館では「食育セミナー」、地区公民館では「郷土料理（そば、うどん、鯉料理など）の教室」、「旬の食材を使った料理教室」などを通じて食の大切さや、地域の伝統の見直し、食育について学ぶ機会を増やしています。
- ◆ 毎月児童生徒に配布する「給食だより」で、郷土料理などの紹介、給食のレシピ、学校給食応援団の紹介、さらには食事のマナーや朝食の大切さ、規則正しい食事などの情報を発信し、食育の推進を図っています。
- ◆ 「心」の相談窓口として「心のほっとライン・佐久*」（フリーダイヤル）を開設しています。
- ◆ 「心」の相談窓口の周知のため、相談窓口一覧パンフレット・カードを作成し、パンフレットは民生児童委員などの相談者やゲートキーパー*養成研修会フォローアップ編受講者に配布し、カードはコンビニやパチンコ店など市内の店舗に配布しています。
- ◆ 若年の自殺防止のため、市内8中学校にパンフレットを配布し、保健師が講話を行っています。

*森林セラピー基地：生理的にリラックス効果をもたらすことが実証され、森林環境や滞在施設などにおいても優れていると認められる地域。

*心のほっとライン・佐久：心といのちの相談に対応するための専用の電話相談窓口。

*ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。

- ◆ 「ふれあいいいききサロン」などを通じて、運動や栄養など健康に関する講話を行っています。
- ◆ 「介護予防ふれあいサロン事業*」は、平成28年度より総合事業が開始となったことを受け、「通所型サービスA*」に移行し、閉じこもり予防や運動機能向上など、介護予防の推進に努めています。
- ◆ 健康長寿体操を一般介護予防教室やふれあいいいききサロンなどで実施し、CDの配布やDVDの貸出をし普及に努めています。
- ◆ 「地域包括支援センター」と連携をしながら、事業対象者の実態把握に努め、対象者を「通所型サービスA」など介護予防事業の利用につなげています。
- ◆ 「お達者応援団育成塾*」にて、介護予防活動を率先して行うことのできる人材を育成し、地域におけるネットワークづくりや自発的な活動が実践される基盤づくりを行っています。

市社協

- ◆ 高齢者が地域の中で孤立しないよう、定期的につどい交流する場として「ふれあいいいききサロン」を設け、閉じこもりや認知症の予防を図っています。
- ◆ 生活機能や歩行能力などの低下がみられる高齢者に、一人ひとりにあった介護予防指導を行い、閉じこもりや認知症の予防を推進しています。
- ◆ 地域福祉の必要性を啓発するため、地域のニーズに沿った各種講座や研修会などを開催し、福祉に対する意識の高揚を図っています。

*介護予防ふれあいサロン事業：運動機能の向上、口腔機能の向上、栄養改善に該当する二次予防高齢者（65歳以上で生活機能が低下し、近い将来介護が必要となるおそれのある高齢者）に対して、老人福祉センターなどの施設を利用して、運動や学習、レクリエーションの機会を提供する。閉じこもり、認知症、うつのおそれのある高齢者に対し進行を予防するための事業。

*通所型サービスA：通所介護事業所の従事者による機能訓練やつどいの場など、日常生活上の支援を提供するサービス。

*お達者応援団育成塾：介護予防活動を率先して行うことのできる人材を育成し、地域におけるネットワークづくりや自発的な活動が実施される基盤づくりのため、介護予防の実践に関係した運動や栄養などの講座を開設する。

(2) 現状と課題

- ◆ 健康診査やがん検診の受診率向上のため健（検）診の受診勧奨、健康講話を通じて健康づくりへの意識の高揚と、健診を受けやすい環境づくりに努める必要があります。
- ◆ 生活習慣病の発症予防と合併症の発病や症状の重症化の予防に取り組み、市民の健康増進に努めていく必要があります。
- ◆ 市民が心身ともに健康で暮らせるよう、森林セラピー*や健康運動施設などの利用を通じた健康増進を推進する必要があります。
- ◆ 核家族化やライフスタイルの多様化に伴う食生活の変化により、栄養の偏りや朝食欠食など食習慣の乱れにつながっている状況がみられることから、健全な食生活の普及に向けた食育活動が求められています。
- ◆ 心の健康づくりの観点から、悩みを抱える人や家族の相談支援体制の強化と自殺対策を進める必要があります。
- ◆ 心理的ストレスによる心の疾病が増加傾向にあることから、心の健康を保つため、精神保健事業*を推進する必要があります。
- ◆ 精神保健事業の充実を図るため、関係機関との連携を強化し、地域ぐるみでの精神障がい者に対する理解と支援を推進する必要があります。
- ◆ 高齢化が進展する中で、高齢者に対する介護予防やフレイル（虚弱）対策、重症化予防対策などを充実させる必要があります。
- ◆ 高齢者が住み慣れた地域で生きがいや役割を持って、安心して生活を継続するためには、市民が主体的に活動し、支える仕組みをつくっていくことが地域づくりの視点からも求められています。
- ◆ 保健補導員*の活動を支援し、地域と一体となった保健予防活動や健康づくり施策を進める必要があります。

*森林セラピー：医学的に裏付けされた森林浴効果で、森林環境を利用して心身の健康維持・増進、疾病の予防を行うことを指すもの。

*精神保健事業：こころの病を負ったことで、様々な障がいを抱えた人々（精神障がい者）に対する社会復帰や社会参加を支援する事業。

*保健補導員：区長の推薦を受け市長により委嘱された地域の健康づくりの担い手となる者。市民の健康生活推進のための保健事業について理解を深め、研修会などで学んだことを家族、そして地域へと普及する役割を持つ。

(3) 施策の方向

ア 健康のための生活習慣・生活環境の改善

健康寿命の延伸と健康格差の縮小のため、全てのライフステージに応じた健康的な生活習慣の形成や改善を図ります。

また、誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指し、より実態を踏まえた自殺対策を推進します。

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 佐久の健康長寿を誇りとして、自らの健康づくりに関心を持ち、地域での健康づくり活動を進めましょう。 ◆ 健康のため、年に一度は健康診断を受診しましょう。 ◆ 体を動かすきっかけづくりに、公民館の「おさそいカレンダー」で好みの講座を見つけて参加してみましょう。 ◆ 生活習慣病予防のため、塩分控えめな食事を心がけましょう。 ◆ 自分の食生活に関心を持ち、主食、主菜、副菜がそろった食事を心がけましょう。 ◆ 自分に合ったストレスの解消法を見つけるなど、心の健康維持に努めましょう。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「運動」「栄養」「休養」の三大要素を基調に、「健康は自分でつくる」という市民の健康意識の高揚を図るため、地域における健康教室や栄養教室などを実施します。 ◆ 広報活動や地区活動を通して、生活習慣病予防に着眼した健診や、がん検診の必要性を周知、啓発するとともに、健診（検診）受診率の向上につながる環境整備を図ります。 ◆ 糖尿病性腎症や慢性腎臓病（CKD）などの生活習慣病等重症化予防のため、かかりつけ医と市保健師、栄養士が連携し、市民の健康増進を推進していきます。 ◆ 歯周疾患の早期発見・早期治療のため、無料の歯周病（義歯）検診実施を継続し、受診者の増加を図ります。 ◆ 市民の健康増進のため、運動の習慣化を推進するためのウォーキングを普及します。 ◆ 子ども同伴可能な「和ヨガ教室」、「3B体操」、中高年を対象とした「ひざ・腰ラクラク体操」「リズム体操」など様々な公民館講座を通じて健康管理や体を動かす喜びを体感してもらい、継続できる環境づくりに努めます。

<p>市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 森林セラピー基地（春日の森・平尾の森）を市民の健康増進に有効活用するよう、さらに普及活動を進めます。 ◆ 各ライフステージに合わせた、食育について学び体験する場を提供します。 ◆ バランスの良い食事や塩分、野菜の摂取量に気を付けた食事について指導します。 ◆ 児童生徒が食に関わる人々への感謝の気持ちや食の大切さを実感できるよう、郷土食を盛り込んだ献立や、栄養士や調理員、地産地消の推進に伴う地元生産者との交流により食育を推進します。 ◆ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、「佐久市自殺対策総合計画」に基づき、自殺対策を実施します。
----------	--



森林セラピー



イ 介護予防体制の充実

高齢になっても健康を維持し、要介護状態になることを防ぎ、自立した生活ができる元気な高齢者を増やすことで、健康寿命の延伸を図ります。そのため、介護予防に関する正しい情報を提供し、高齢者が自主的に社会参加できる環境づくりを進めます。

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自ら「運動機能の向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」「閉じこもり、認知症、うつ予防」など介護予防に取り組みましょう。 ◆ 自分らしく健康で生き生きと生活できるよう、自分に合った公民館講座などに参加しましょう。
事業者・NPO法人など	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 一般介護予防教室では、参加者が自主的に運動を行えるような体操指導を行っていきましょう。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「ふれあいいいききサロン」など住民主体の介護予防の場を通じて、保健師や栄養士、理学療法士、歯科衛生士などによる介護予防に関する健康講話を実施します。また、自主的に活動が行えるよう、「健康長寿体操」のCD・DVDの貸出や測定器具などの貸出も行います。 ◆ 介護予防やフレイル（虚弱）対策、重症化予防対策などの観点から、「おたっしゃ訪問」などを通じて、高齢者の実態把握を行い、介護予防教室の案内や体操教室などの情報を提供し参加を促します。 ◆ 「お達者応援団育成塾」を通じて、介護予防活動を率先して行うことのできる人材を育成し、地域におけるネットワークづくりや地域住民が自発的に活動できる基盤づくりに努めます。 ◆ 地域の医療機関と連携して「中高年のための健康講座」などを開催したり、「老後を自分らしく」など公民館講座を通じて健康で生き生きと生活できるきっかけづくりを行っていきます。 ◆ 医療や介護の専門性を生かした健康長寿に関わる公民館講座の開催に努めます。
市社協「地域福祉活動計画」	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ふれあいいいききサロン事業として、高齢者が地域の中で孤立しないよう、定期的につどい交流する場を設けることで、閉じこもりや認知症予防活動を推進します。 H28：開催区150地区 ⇒ H34：開催区240地区 ◆ 地域で開催するふれあいいいききサロンの世話人（民生児童委員、区役員、保健補導員、お達者応援団育成塾修了者、地域ボランティアなど）を対象に、資質の向上と世話人同士の情報交換、相談支援を行うふれあいいいききサロン世話人交流会を実施し、ふれあいいいききサロンの活性化を推進します。 H28：世話人166人 ⇒ H34：世話人265人

ウ 地域における健康づくりの支援

地域ぐるみで健康づくりに取り組めるよう、行政機関を始め、医療機関、教育関係機関、保健補導員など健康に関わる様々な関係者がそれぞれの特性を生かしながら連携し支援します。

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none">◆ 地域での健康づくり活動に積極的に参加しましょう。◆ 心の健康について理解し、身近な人のいつもと違う様子に気づき、声かけをしましょう。
市	<ul style="list-style-type: none">◆ 市民ニーズに応じた健康づくりに関する各種事業を実施し、健康づくりに対する市民参加の促進と意識の高揚を図ります。◆ 保健補導員が活動を通して学んだことを、「家庭」や「地域」に広められるよう推進していきます。◆ 食生活改善推進協議会の会員が伝達講習会や研修などで健康づくりについて学び、それを地域に広めることで、市全体の健康意識の向上に努めます。

2 生涯学習の推進

(1) これまでの主な取組

市

- ◆ 生涯学習活動支援として、「佐久市生涯学習市民のつどい」「まちじゅう音楽祭」を行っています。また、生涯学習機会の情報提供の充実を図るため、「生涯学習情報マナビィさく*」をホームページ上で公開するほか、各支所、公民館、図書館などで情報を掲示しています。
- ◆ 地区公民館では、市民ニーズを反映した講座づくりを行っています。また、学習成果を発表できる場を提供しています。
- ◆ 市立図書館では、多様化する市民ニーズに対応するため、図書資料やサービス、機能の充実に努めています。
- ◆ 生涯を通じた読書習慣を身に付けてもらえるよう、平成26年度には市内全図書館で読書通帳事業*を開始しました。また、平成29年度からは3歳児を対象とした絵本贈呈事業(セカンドブック事業)*を始めました。
- ◆ 青少年健全育成事業として、ジュニアリーダー研修、青少年健全育成会市民集会での講演会、県警薬物乱用防止広報車による啓発活動、またふるさと創生人材育成事業として中学生海外研修を行っています。
- ◆ 小中学校では、豊富な知識や経験を持つ地域の人材の協力を得て、郷土学習や体験学習などを実施しており、それぞれの地域や学校の特色を生かした教育活動を行っています。
- ◆ 子ども向けイベント情報誌「佐久っ子だより」を発行し、市内各施設で行われる子ども向けのイベント情報を集約し、参加機会の情報を提供しています。
- ◆ 地域公民館では文化・教養・厚生などの事業を行い、誰もが気軽に参加できる環境が整っています。また、毎年「公民館学習グループ紹介」を発行し、各種学習グループの活動内容などの情報提供を行っています。
- ◆ 生涯学習指導者の確保・育成を図るため、佐久市生涯学習リーダーバンク事業*を推進するほか、高齢者大学*修了者を対象に、地域で活躍するリーダーを育成するため、高齢者大学大学院を開講しています。

*生涯学習情報マナビィさく：各課でそれぞれに提供していた生涯学習機会の情報を統合し、一元的に提供するもの。

*読書通帳事業：図書館で借りた本の名前と、借りた年月日が専用の機械で印刷できる通帳を発行し、自分で読書歴を管理することにより、市民の継続した読書活動を促進する事業。

*絵本贈呈事業(セカンドブック事業)：3歳の子どもの対象に、絵本リスト(20冊)の中から気に入った1冊を贈呈する事業。

*佐久市生涯学習リーダーバンク事業：地域やグループ・サークルなどで学習活動をするときに指導や助言を行う地域に存在する指導者や専門分野の知識を有する人を登録し、その情報を市民に提供する事業。

*高齢者大学：生涯学習の一環として、高齢者が知識や技術の習得、仲間づくり、生きがいや心の豊かさを得るとともに、社会に貢献することを目的として、昭和54年から実施している事業。

市社協

- ◆ 小中学校における授業や参観日などの機会に、福祉体験教室を実施し、地域福祉について考えることができる場の提供を行っています。

(2) 現状と課題

- ◆ 公民館講座の参加者の多くは高齢者であり、男性の参加者も少ないことから、今まで公民館活動に参加する機会が少なかった若い世代や男性も興味を持って参加しやすいような講座を検討する必要があります。
- ◆ 人々のライフスタイルや価値観の変化に伴う生涯学習へのニーズの多様化に対応していくため、指導者の確保や育成、それぞれのライフステージに応じた生涯学習活動の充実を積極的に行っていく必要があります。
- ◆ 学習の機会に多くの市民に参加してもらうため、きめ細やかな生涯学習情報の提供や啓発に一層力を入れていく必要があります。
- ◆ 家庭と地域、学校と地域のつながりを強化するため、家庭・地域・学校が連携した一体的な教育を通して、地域を活性化する必要があります。

(3) 施策の方向

ア 学習機会の充実

多様な学習機会を提供する場として、生涯学習センターや中央公民館、地域公民館、図書館など、市民の生涯学習活動の拠点となる施設の機能の充実と利用促進を図り、市民が生涯にわたって意欲や興味に応じて、「だれもが、いつでも、どこでも」自由に学ぶことができる生涯学習社会の形成を推進します。

実施主体	取組の内容
市民	◆ 「つどい・まなび・むすぶ」機能を持ち合わせた地域公民館の活動や学習の機会などに積極的に参加しましょう。
市	<ul style="list-style-type: none">◆ 生涯学習活動支援として、「佐久市生涯学習市民のつどい」「まちじゅう音楽祭」を行います。◆ 地区公民館で、歴史講座、絵手紙、切り絵講座、クラフト講座など市民ニーズを反映した講座づくりを行います。◆ 「総合文化祭」「地区公民館のつどい」を開催し学習成果を発表できる場の提供をします。◆ 市立図書館について、多様化する市民ニーズに対応した図書資料やサービス、機能の一層の充実に努めます。移動図書館車「草笛号」の更新と、市民ニーズを反映した巡回地域・ルートの見直しを行います。



まちじゅう音楽祭

イ 家庭・地域・学校の連携

地域の活性化には、家庭や地域での教育力が不可欠であることから、家庭・地域・学校が連携しながら一体的な教育ができるよう、地域社会への参加を通じた学習機会の充実に努めます。

また、地域公民館活動では、子どもから高齢者まで幅広い地域の人々が活動を通じて尊敬し合い、公民館の原点「つどい・まなび・むすぶ」による互いに支え合い高め合う人づくりや地域づくりを推進します。

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域の学校行事への参加・運営を通して、地域の子どもと積極的に交流しましょう。 ◆ 地域活動に参加するよう努めましょう。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 家庭、地域、学校、関係団体が一体となった青少年の健全育成や人材育成の推進を図ります。 ◆ コスモスプラン*実践の輪を広げ、地域の人々による読み聞かせなど、教育活動の活性化を図ります。 ◆ 小中学校では、佐久市コミュニティスクール*により、学校と地域住民が協働し地域に開かれた学校づくりを推進します。 ◆ 多様な学習機会を提供できる場を確保するため、身近な地域公民館の活動を支援していきます。
市社協 「地域福祉 活動計画」	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 小中学校における授業や参観日、親子レクリエーションなどで、点字学習や車いす体験、障がい者講話などを行う福祉体験教室を実施し、地域福祉について考えることができる場の提供を行います。 H28：開催学校数5校（小・中学校）⇒ H34：開催学校数15校（小・中学校）

*コスモスプラン：家庭・学校・地域で「読むこと・書くこと・行うこと」を実践することにより、温かな人間社会づくりを共に進めていこうという市教育委員会が提唱する取組。

*佐久市コミュニティスクール：これまで地域と学校が連携して築き上げてきた、子どもを育てる取組を土台とし、新たに地域住民が「①学校運営参画 ②学校支援 ③学校評価」を一体的・継続的に実施していく仕組み。

ウ 学習情報の提供

市民が学習活動に参加する気運を高めるため、学習情報の提供に努めます。

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 公民館報や市ホームページの講座情報に関心を持ち、公民館活動に参加するよう努めましょう。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 生涯学習機会の情報提供の充実を図るため、「生涯学習情報マナビィさく」を市ホームページ上で公開するほか、各支所、公民館、図書館など21の施設において、紙媒体で情報を掲示します。 ◆ 子ども向けイベント情報誌「佐久っ子だより」を発行し、市内各施設で行われる子ども向けのイベント情報を集約し、参加機会の情報を提供します。 ◆ 「公民館学習グループ紹介」を発行し、各種学習グループの活動内容などの情報提供を継続して行っていきます。 ◆ 「おさそいカレンダー」や市ホームページなどを通じて、地区公民館の講座情報を提供していきます。

エ 生涯学習指導者の確保と育成

高齢者大学大学院などを通じて地域や団体活動のリーダーを育成・確保するとともに、佐久市生涯学習リーダーバンクの活用により、多種多様な生涯学習を支援します。

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 生涯学習指導者となるための知識や技術などの習得に努めましょう。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高齢者大学大学院では、学生が地域や団体活動のリーダーになれるようなカリキュラムを構成し、人材の育成・確保に努めます。 ◆ 自己や団体の知識、技術、技能経験などを生かし、市民のために奉仕しようとする熱意のある人を生涯学習リーダーバンクに登録します。 ◆ 社会教育指導員を生涯学習課と人権同和課に配置し、社会教育・人権教育に関する相談に対応し、生涯学習の指導者を紹介するなど、学習活動を支援します。

3 生きがいつくりの推進

(1) これまでの主な取組

市

- ◆ まちづくりの動きと連携し、将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークを再構築するため、平成29年3月に「佐久市地域公共交通網形成計画*」を策定しました。
- ◆ 「佐久市地域公共交通網形成計画」に基づいて市内の公共交通体系を再編し、平成29年10月より試験運行を開始しました。
- ◆ 文化施設の施設更新などを継続的に行い、貸館利用者の利便性向上に努めています。
- ◆ 「わがまち佐久・市民講座」は、佐久市にゆかりのある人を講師に招き、市民の教養の向上などに努めています。
- ◆ 地区公民館では、親子ふれあい学級、世代間交流学級、市民ふれあい学級、中央公民館では、乳幼児学級、食育セミナーを行っています。
- ◆ 高齢者の生きがい事業を推進するとともに、栄養や運動を中心とした介護予防、疾病予防、生活支援対策など、地域支援事業を推進しています。
- ◆ 地域公民館などで行っている「ふれあいいいききサロン事業」を推進します。

- ◆ 市、地域包括支援センター、市社協で連携し、「ふれあいいいききサロン」の新規立ち上げ・継続支援を行っています。
- ◆ 介護予防活動を率先して行うことのできる人材を育成するため、「お達者応援回育成塾」を開催しています。
- ◆ 高齢者の生きがい対策や就労機会確保のため、シルバー人材センターの運営を支援しています。

市社協

- ◆ 在宅の心身障がい者とその家族に、旅行を通して交流と情報交換の場を提供し、生きがい支援を図っています。
- ◆ 高齢者が地域の中で心身ともに元気で生活できるよう、「ふれあいいいききサロン事業」を推進し、支援を図っています。
- ◆ 健康で知識と経験が豊富なシニア世代の男性を対象に、地域活動のきっかけづくりを図っています。

*佐久市地域公共交通網形成計画：平成26年11月に改定となった「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、「交通政策基本法」の基本原則を踏まえ、まちづくりと連携し将来にわたって持続可能な公共交通体系を確立することを目指す計画。

(2) 現状と課題

- ◆ 高齢になると閉じこもりがちになったり、孤独感や疎外感を感じやすくなる傾向にあります。元気に高齢者がつどい、交流できる場を設けることによって介護予防につながり、高齢者の社会参加の観点からも重要であることから、地域で助け合い、支え合える地域コミュニティの形成が求められています。
- ◆ 高齢化が進行し、将来的な労働力不足が懸念される中で、第一線を退いた豊かな知識と経験を持った高齢者の存在は、ますます貴重な財産であり、高齢者自身の健康保持、生きがいづくりの観点からもその経験や技能を活用していく必要があります。

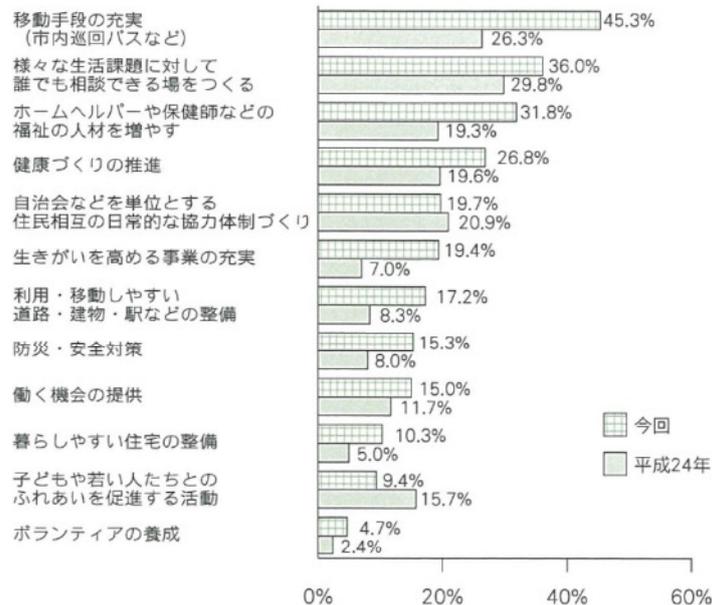
老人クラブ数・加入者数の推移

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
老人クラブ数	70	65	66	66	66
加入者数（人）	5,133	4,856	4,793	4,600	4,231

シルバー人材センターの状況

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
会員数（人）	男	781	829	847	866	859
	女	473	489	494	519	536
	計	1,254	1,318	1,341	1,385	1,395
就労延人数（人）		128,541	133,290	144,497	145,562	145,813
1日平均作業人数（人）		352	365	396	399	399

Q：高齢者が安心して住むことができるまちをつくるために大切なことは何だと思えますか。（上位3つまで複数回答可）



(3) 施策の方向

ア 健康で長寿を楽しめる仕組みづくり

高齢化社会の進行を見据え、多くの人が生きがいを持って、生涯住み慣れた地域で暮らしていける仕組みづくりを推進します。

また、世代を問わず、同じ地域に住む市民として声をかけ合い、助け合い、支え合うことができるような地域コミュニティの形成に努めます。

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 催しに参加し、自己の研さんと教養の向上に努めましょう。 ◆ ゲートキーパー研修を受講することにより、地域での支え合いの関係を拡大していきましょう。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交通弱者の交通手段を確保するため、公共交通の運行を維持します。 ◆ 「わがまち佐久・市民講座」を継続し、市民の教養の向上などに努めます。 ◆ 文化施設の施設更新に努め、貸館利用者の利便性の向上を図ります。 ◆ 地区公民館では、親子ふれあい学級、世代間交流学級、市民ふれあい学級、中央公民館では、乳幼児学級、食育セミナーを継続し、地域コミュニティの形成に努めます。 ◆ 「ふれあいいいききサロン」などつどいの場を推進するため、保健師や栄養士、理学療法士、歯科衛生士など職員を派遣し、健康講話を行っていきます。
市社協 「地域福祉 活動計画」	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 普段、他者と接することの少ない障がい者に、旅行を通して交流と情報交換を図り、生きがいづくりや生きがい支援につながるよう希望の旅事業*を実施します。

*希望の旅事業：在宅の心身障がい者とその家族を対象に、日帰りの旅行を通して、交流と情報交換をする中で、生きがいづくりの支援につなげる。

イ 交流の拠点づくり

ひととふれあうことは、介護予防や生きがいづくりにつながることから、高齢者がいつでも気軽に集まれるような寄り合いの場を多くの地域で確保できるよう取り組みます。

実施主体	取組の内容
市民	◆ 自らの生きがいづくりに心がけ、交流の場へ参加しましょう。
市	◆ 「お達者応援団育成塾」を開催し、介護予防活動を率先して行うことのできる人材を育成し、地域の通いの場を立ち上げます。
市社協 「地域福祉 活動計画」	◆ ふれあいいきいきサロン事業として、高齢者が地域の中で孤立しないよう、各区の集会施設などを利用して、定期的につどう機会を設け、体操や歌、レクリエーション、お茶飲み会などが開催できるよう支援を行います。 H28：開催区150地区 ⇒ H34：開催区240地区



ふれあいいきいきサロン



ウ 高齢者の経験と技能の活用

豊かな知識や経験、技術を生かし、健康で働く意欲を持つ高齢者のため、シルバー人材センターを活用し、専門的知識や技術の習得などによる就労、雇用を支援します。

実施主体	取組の内容
市民	◆ 自らの知識、技能、経験を生かした仕事を行うシルバー人材センターなどの就労を通して、積極的に社会参加することにより、地域社会に貢献し、健康で生きがいを持った暮らしができるよう心がけましょう。
事業者・NPO法人など	◆ シルバー人材センターは、普及啓発や営業活動を強化し、活動への理解を得ることにより、会員拡大と就業機会の確保・開拓を図りましょう。
市	◆ 高齢者の生きがい対策や就労機会確保のため、シルバー人材センターの運営を支援します。
市社協 「地域福祉活動計画」	◆ 知識や経験が豊富なシニア世代の仲間づくりと社会参加へのきっかけづくりを推進します。 H28：講座修了者の会*1団体 ⇒ H34：講座修了者の会3団体



シニアの剪定講習会



「パパ講座」での世代間交流・技術指導

*講座修了者の会：「シニアの“カ”アップ講座」の修了者を中心に、ボランティアグループを立ち上げ、社会貢献活動が行えるように支援する。

第3節 生涯にわたる心とからだの健康づくり数値目標

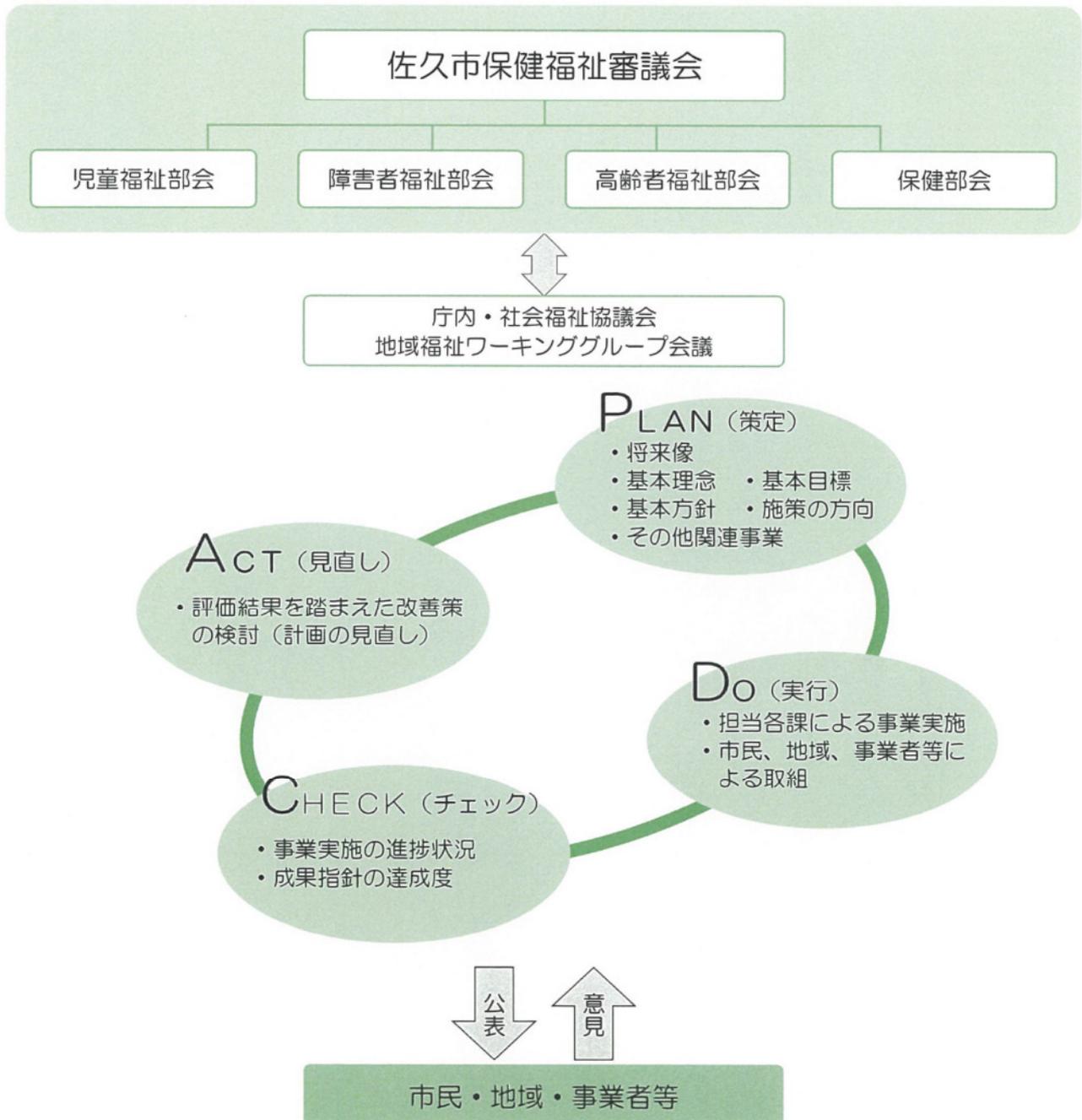
	平成23年度 の値	平成28年度 の値	平成34年度 の目標値
ゲートキーパー研修人数 (延べ人数)	71人	684人	1,500人
佐久市生涯学習 リーダーバンク登録数	50分野 204件	44分野 157件	47分野 168件
ふれあいいいききサロン 実施区	124区	150区	240区

第4章 計画の進行管理と評価体制

本計画に基づいた地域福祉の進行状況を定期的に点検し、施策の検討・調整、見直しなどを行っていく必要があります。

こうした見直しなどを確実に実施するため、「保健福祉審議会」の4つの部会「児童福祉部会」「障害者福祉部会」「高齢者福祉部会」「保健部会」で計画の具体化に向けた提言や調整の場を設定し、成果の評価を行います。

◆計画の進行管理と評価体制図



資料編

佐久市の概要

人口・世帯等の状況

1 人口

近年の国勢調査の結果によると、平成27年国勢調査での佐久市の総人口は、99,368人でした。過去2回分の調査結果と比較すると、平成17年は総人口100,462人、平成22年は100,552人と増加傾向で推移していますが、平成27年調査で減少傾向へと転じています。

年齢区分別に見ると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）が増加しており、少子高齢化が進展しています。

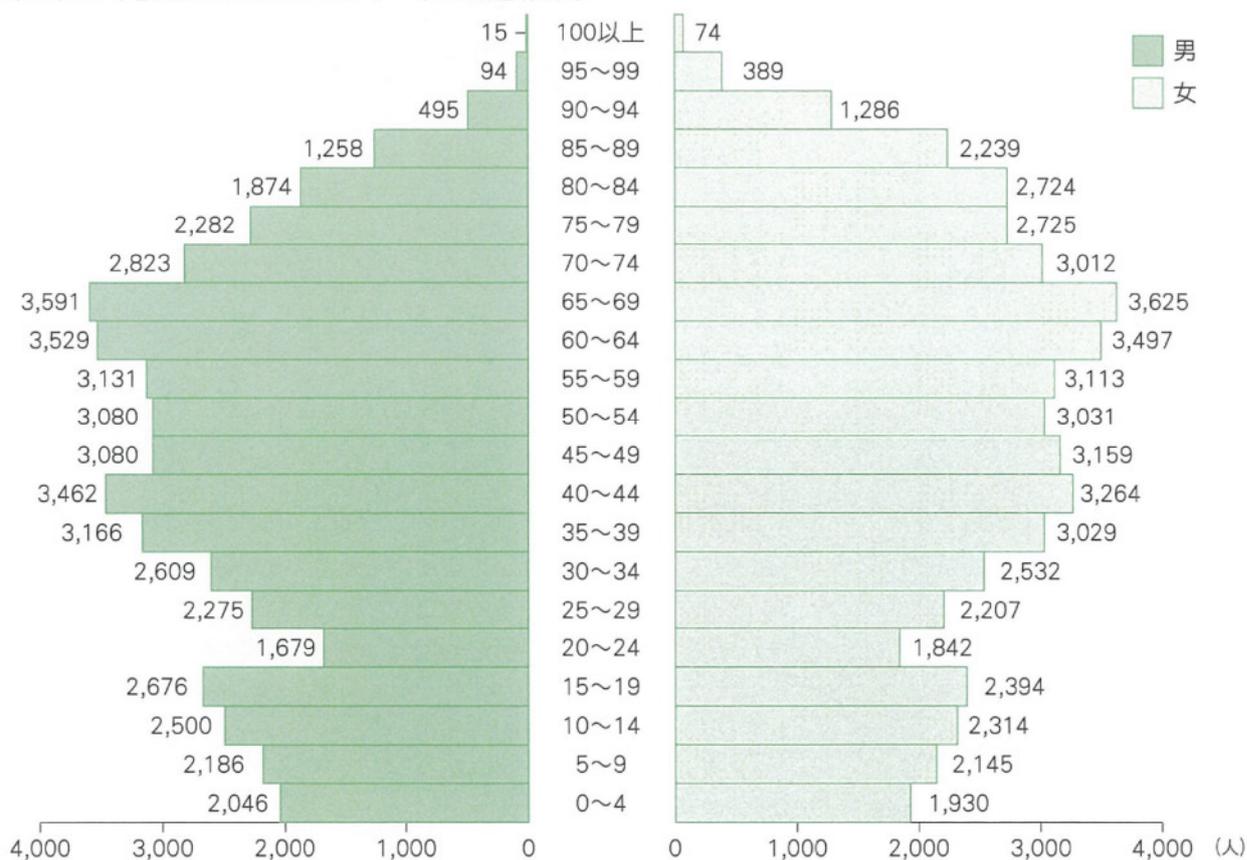
◆佐久市の年齢3区分別人口

区分	年	平成17年	平成22年	平成27年
総数		100,462人	100,552人	99,368人
年少人口 （15歳未満）		15,164	14,407	13,121
生産年齢人口 （15歳～64歳）		60,881	60,019	56,755
老年人口 （65歳以上）		24,416	25,985	28,506

注）『不詳』は記載していないため、年齢区分の合計は総数と合致しない

（資料：国勢調査）

◆佐久市の年齢別人口ピラミッド（5歳階級別）



（資料：平成27年国勢調査）

◆佐久市の合計特殊出生率の推移

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
佐久市	1.52	1.57	1.59	1.52	1.55
長野県	1.51	1.54	1.54	1.58	1.59
全 国	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44

注) 平成28年の長野県と全国の数値は概数

(資料：健康づくり推進課)

◆佐久市の年間出生数の推移

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
佐久市	人 825	人 815	人 802	人 742	人 774

(資料：毎月人口異動調査)

◆佐久市の高齢化率の推移

各年10月1日

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
佐久市	% 26.6	% 27.2	% 27.9	% 28.7	% 29.6
長野県	27.4	28.3	29.2	30.0	30.7
全 国	24.1	25.1	26.0	26.6	27.3

注) 高齢化率：65歳以上の人口が総人口に占める割合

(資料：毎月人口異動調査、総務省統計局人口推計)

◆佐久市の地域別人口

地 域	総人口	年少人口 (15歳未満)		生産年齢人口 (15～64歳)		老年人口 (65歳以上)	
		人口	比率	人口	比率	人口	比率
佐久市全体	99,368	13,121	13.3	56,755	57.7	28,506	29.0
佐久地域	70,871	9,954	14.2	41,287	59.0	18,728	26.8
臼田地域	13,698	1,494	11.0	7,483	54.9	4,651	34.1
浅科地域	5,971	731	12.3	3,313	55.6	1,919	32.2
望月地域	8,828	942	10.7	4,672	53.0	3,208	36.4

注) 各比率は小数点第2位を四捨五入 (資料：平成27年国勢調査)
 国勢調査の数値のため、県の作成する毎月人口異動調査の数値とは一致しない

2 世帯

佐久市の総世帯数は38,487世帯、このうち施設などの世帯を除いた一般世帯は38,384世帯で、過去2回の調査結果と比較すると、世帯数は増加傾向にあります。

また、1世帯あたり人員は2.51人で、平成17年調査と比較すると10年間で0.27人減少しており、核家族化が進行していることがわかります。

65歳以上の人のいる世帯についても増加傾向にあり、特に65歳以上の単独世帯が大きく増加しています。

◆佐久市の世帯の状況

区 分	年	平成17年	平成22年	平成27年
	総世帯数	世帯	35,362	37,032
一般世帯数		35,282	36,956	38,384
1世帯あたりの人数 (人)		2.78	2.65	2.51
65歳以上の者のいる世帯		15,705	16,629	17,971
単独世帯		2,718	3,304	4,051
夫婦世帯		4,308	4,605	5,102
同居世帯		8,679	8,720	8,818

注) 単独世帯：65歳以上の世帯で構成員が1人の世帯 (資料：国勢調査)
 夫婦世帯：夫婦のみの世帯でいずれかが65歳以上の世帯
 同居世帯：65歳以上の世帯員がいる世帯で、単独世帯、夫婦世帯を除く世帯

3 要介護・要支援認定者の状況

佐久市の要介護・要支援認定者数は、平成28年10月31日現在で4,756人となっています。

◆佐久市の要介護・要支援認定者数の推移

各年10月31日

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
要介護5	人 634	人 619	人 600	人 527	人 553
要介護4	694	701	658	645	652
要介護3	808	806	707	641	636
要介護2	958	1,051	1,082	1,049	970
要介護1	819	897	980	1,079	1,131
要支援2	481	542	531	543	479
要支援1	265	304	346	430	335
合計	4,659	4,920	4,904	4,914	4,756

注) 特定疾病が原因となって、介護が必要であると認定された40～64歳の者を含む (資料：高齢者福祉課)

4 障がい者の状況

佐久市の障がいのある人の状況は、平成28年度末時点で身体障害者手帳所持者が4,262人、療育手帳所持者が918人、精神障害者保健福祉手帳所持者が915人となっています。

◆佐久市の障害者手帳所持者数の推移

各年度末

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
身体障がい者数	人 4,267	人 4,351	人 4,347	人 4,298	人 4,262
知的障がい者数	810	840	872	894	918
精神障がい者数	760	802	858	901	915

(資料：福祉課)

5 母子父子世帯の状況

佐久市の母子父子世帯の状況は、大きな数値の変化は見られませんが、母子家庭は緩やかな増加傾向にあります。

◆佐久市の母子父子世帯数の推移

母子：各年6月1日
父子：各年8月1日

世帯の種類	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
母子世帯	世帯 1,016	世帯 1,080	世帯 1,122	世帯 1,158	世帯 1,174
父子世帯	103	—	112	123	116

注) 父子家庭の統計は3年毎に実施していたが、平成26年より各年実施に変更

(資料：子育て支援課)

6 生活保護世帯の状況

佐久市の生活保護世帯の状況は、平成28年度月平均で410世帯519人となっており、過去5年間で見ると緩やかな減少傾向にあります。

◆佐久市の生活保護世帯数の推移

各年度月平均

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
被保護世帯数	世帯 460	世帯 441	世帯 434	世帯 432	世帯 410
被保護者数(人)	594	565	554	545	519

(資料：福祉課)

7 外国人人口の状況

佐久市の住民基本台帳に登録されている外国人は、平成28年度末では、国籍別に、中国、タイ、フィリピンの順に多くなっています。

◆佐久市の外国人人口の推移

各年度末

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
外国人数		人 1,048	人 1,032	人 1,012	人 1,081	人 1,135
上位 3ヶ国	1位	中国：373	中国：333	中国：327	中国：354	中国：355
	2位	タイ：203	タイ：207	タイ：205	タイ：203	タイ：208
	3位	フィリピン：108	韓国：109	韓国：107	韓国：105	フィリピン：109

(資料：市民課)

佐久市社会福祉協議会について

社会福祉協議会は、「人と人がつながり 支え合う地域づくり」を基本理念とし、地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することを使命としています（社会福祉法第109条）。

社会福祉協議会では、この使命を達成するため、社会福祉関係団体、NPO法人などと連携して、国や自治体の福祉制度では補いきれない地域の課題解決に取り組み、その連絡調整役を担っています。

下記の3つの基本目標を掲げ、介護保険事業やファミリーサポート事業等の福祉サービス、成年後見制度を始めとした相談活動、ボランティアの育成や福祉教育の推進、生きがい活動の支援や共同募金運動への協力など、幅広い事業を行っています。

1 共に支え合う人づくり

地域住民同士の自主的・主体的な支え合いの意識を啓発し、市民の連帯意識を高め、積極的に地域活動に関わることができる、人材の育成と地域活動を支える組織の育成や活性化を図ります。

2 安心して暮らせる地域づくり

安心して子どもを生き育てられる仕組みづくりや、地域住民がお互いに支え合う地域コミュニティの形成を目指します。さらに、全ての市民が安心して暮らせる地域を築くための自主防災活動や、犯罪から地域を守る自主防犯活動を中心とした助け合い活動の充実を図ります。

3 生涯にわたる心とからだの健康づくり

市民全てが、健康で生きがいを持って暮らして行くために、いつでも、どこでも学習できる環境の整備を進めます。また、優れた知識・技術や知恵を持つ元気な高齢者が、地域活動に参加しやすい仕組みづくりを進めます。

ボランティア活動がしたい。

地域にみんなが集まれる場所をつくりたい。

ひとり暮らしの高齢者が心配。何かできることあるかしら。

出逢いの場がないのでつくって!

福祉について学びたい。

少しだけ子育てを手伝って欲しい。

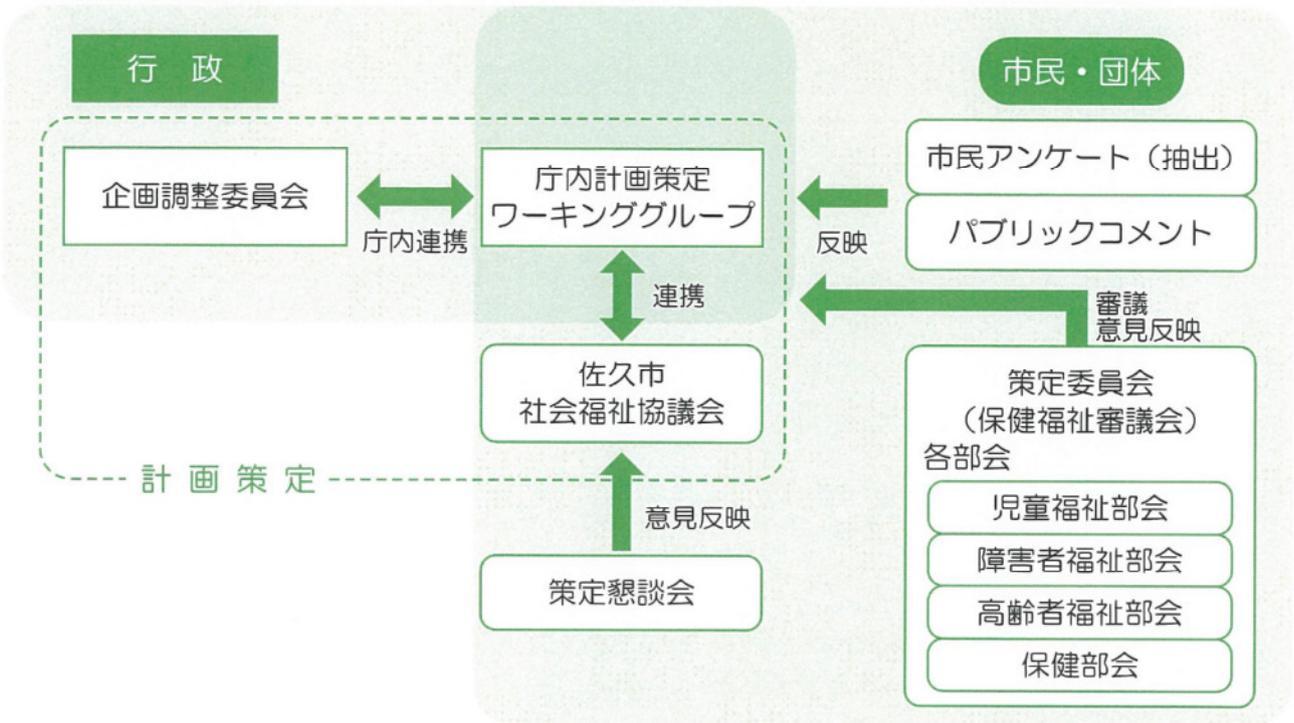
趣味を生かして地域活動を始めたい。

地域の人々と話がしたい。外出するきっかけが欲しい。

様々な「思い」に応えるため、
皆さんと一緒に考え・話し合い
活動していくのが「社協」です

佐久市社会福祉協議会イメージキャラクター
「さくちゃん」

計画策定の体制



◆ 市内計画策定ワーキンググループ

行政等からの地域福祉活動への支援について意見交換を行い、具体的な事業レベルでの検討を行います。

◆ 企画調整委員会

ワーキンググループで検討された行政における支援策について、事業調整及び協議を行います。

◆ 各部会

児童福祉部会、障害者福祉部会、高齢者福祉部会、保健部会の4組織があり、各専門分野の視点から計画案の審議を行います*。

◆ 策定委員会（保健福祉審議会）

各部会の上位組織であり、審議会委員は部会委員を兼ねています。部会で審議された計画案の最終的な審議、答申内容の決定を行います。

◆ 策定懇談会

福祉団体関係者などで構成され、佐久市社会福祉協議会の地域福祉活動について意見交換を行います。

*部会委員の構成：識見者・学事職員会・区長会・民生児童委員協議会・社会福祉協議会・人権擁護委員会・身体障害者福祉協会・福祉施設代表・福祉団体代表・医師会・薬剤師会・歯科医師会・保育協会・栄養士会・老人クラブ連合会・介護職域代表・PTA代表・保育園保護者代表・保健行政関係機関・児童相談所・歯科衛生士会・産業関係団体・在宅看護職の会・保健補導員会・食生活改善推進協議会

第三次佐久市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員名簿

◆佐久市保健福祉審議会

	氏名	役職等
会長	堀内 心 ぎ	佐久大学学長
副会長	小平 實	佐久市民生児童委員協議会会長
	山田 啓 顕	長野県弁護士会佐久在住会
	和田 裕 一	佐久福寿園施設長
	小松 正 彦	佐久医師会会長
	岡田 稔	佐久医師会副会長
	甘利 光 治	佐久歯科医師会会長
	野村 裕 行	佐久歯科医師会会計理事
	大森 健	佐久薬剤師会会長
	小林 政 徳	佐久市学事職員会・東小学校長
	伊藤 雅 章	佐久市区長会会長
	河西 光 章	佐久福祉事務所長・佐久保健所次長
	宮沢 秀 一	佐久児童相談所所長
	佐藤 悦 生	佐久市社会福祉協議会会長
	佐藤 和 夫	佐久市民生児童委員協議会副会長
	佐藤 洋 一	佐久市民生児童委員協議会主任児童委員部会部会長
	市川 み さ 子	佐久市保健補導員会会長
	春日 利 夫	佐久人権擁護委員協議会会長
	小林 壽 夫	佐久市身体障害者福祉協会会長
	小林 眞 浩	緑の牧場学園施設長
	杉田 義 夫	NPO法人ウィズハートさく理事長
	松川 た か 子	佐久市保育協会会長
	佐藤 一 夫	私立幼稚園園長会代表
	中村 美 登 里	長野県栄養士会佐久支部顧問
	花岡 文 夫	佐久市老人クラブ連合会会長

◆佐久市保健福祉審議会 児童福祉部会委員

	氏名	役職等
部会長	佐藤 洋一	佐久市民生児童委員協議会主任児童委員部会部会長
副部会長	神津 五人	佐久市区長会副会長
	池田 喜忠	佐久市子ども特別対策推進員
	小林 政徳	佐久市学事職員会・東小学校長
	宮沢 秀一	佐久児童相談所所長
	両澤 正子	佐久市民生児童委員協議会主任児童委員部会副部会長
	春日 利夫	佐久人権擁護委員協議会会長
	松川 たか子	佐久市保育協会会長
	佐藤 一夫	私立幼稚園園長会代表
	荻原 さき子	長野県栄養士会佐久支部
	藤巻 崇	佐久市PTA連合会会長
	武田 香	佐久市PTA連合会副会長
	木内 光輝	佐久市保育園保護者会連合会会長
	外川 裕子	佐久市幼稚園保護者代表

◆佐久市保健福祉審議会 障害者福祉部会委員

	氏名	役職等
部会長	杉田 義夫	NPO法人ウィズハートさく理事長
副部会長	小林 眞浩	緑の牧場学園施設長
	山田 啓顕	長野県弁護士会佐久在住会
	浅倉 俊男	障害者スポーツ指導員
	渡辺 一夫	佐久市区長会副会長
	土屋 珠江	佐久市民生児童委員協議会副会長
	佐藤 和夫	佐久市民生児童委員協議会副会長
	武重 和彦	佐久市民生児童委員協議会副会長
	井出 杏子	佐久市保健補導員会理事
	小林 壽夫	佐久市身体障害者福祉協会会長
	竹内 明子	小諸養護学校PTA佐久支部支部長
	佐藤 剛	佐久商工会議所専務理事
	横山 孝子	在宅看護職の会

◆佐久市保健福祉審議会 高齢者福祉部会委員

	氏名	役職等
部会長	小松正彦	佐久医師会会長
副部会長	小平 實	佐久市民生児童委員協議会会長
	和田裕一	佐久福寿園施設長
	矢羽田明美	佐久大学・信州短期大学部教授
	甘利光治	佐久歯科医師会会長
	今牧健之	佐久薬剤師会副会長
	伊藤雅章	佐久市区長会会長
	佐藤悦生	佐久市社会福祉協議会会長
	田島 弘	佐久市民生児童委員協議会副会長
	中條みゆき	佐久市保健補導員会理事
	中村美登里	長野県栄養士会佐久支部顧問
	花岡文夫	佐久市老人クラブ連合会会長
	渡辺かおり	居宅介護支援事業者連絡協議会会長

◆佐久市保健福祉審議会 保健部会委員

	氏名	役職等
部会長	岡田 稔	佐久医師会副会長
副部会長	堀内 心 ぎ	佐久大学学長
	野村裕行	佐久歯科医師会会計理事
	大森 健	佐久薬剤師会会長
	丸山和之	佐久市区長会副会長
	河西光章	佐久福祉事務所長・佐久保健所次長
	白鳥昭夫	佐久市民生児童委員協議会副会長
	鷹野 勝	佐久市民生児童委員協議会副会長
	市川みさ子	佐久市保健補導員会会長
	市川典子	長野県栄養士会佐久支部副支部長
	猿谷浩子	長野県歯科衛生士会小諸・佐久支部
	土屋やよい	佐久市食生活改善推進協議会会長

◆佐久市社会福祉協議会 第三次佐久市社会福祉協議会地域福祉活動計画 策定懇談会委員

氏 名	役 職 等
小 平 實	佐久市民生児童委員協議会会長
花 岡 文 夫	佐久市老人クラブ連合会会長
曾 我 栄 子	佐久市地域包括支援センター
小 林 壽 夫	佐久市身体障害者福祉協会会長
河 野 正 弘	佐久コスモスワークス施設長
松 川 た か 子	佐久市保育協会会長
田 村 善 子	ボランティア団体関係者
関 口 昌 利	佐久大学・信州短期大学部教授
土 屋 や よ い	佐久市食生活改善推進協議会会長
小 池 誠	佐久市福祉課長

計画策定の主な経過

[平成28年度]

2月17日 ワーキンググループ会議 第三次計画策定の概要について協議

[平成29年度]

6月～7月 市民アンケート調査

8月23日～29日 庁内調整 第三次計画の施策の方向について取りまとめ

8月30日 保健福祉審議会 第三次計画の諮問

9月26日 企画調整幹事会 第三次計画の骨子案について概要説明

10月2日 企画調整委員会 第三次計画の骨子案について概要説明

10月中旬 保健福祉審議会児童福祉部会
保健福祉審議会障害者福祉部会
保健福祉審議会高齢者福祉部会
保健福祉審議会保健部会

第三次計画の骨子案について内容検討

10月6日～16日 庁内調整 第三次計画の取組の内容について取りまとめ

10月19日 ワーキンググループ会議 第三次計画の素案について内容検討

10月23日～11月6日 パブリックコメント 第三次計画の骨子について

11月8日 企画調整幹事会 第三次計画の素案について概要説明

11月15日 企画調整委員会 第三次計画の素案について概要説明

11月中旬 保健福祉審議会児童福祉部会
保健福祉審議会障害者福祉部会
保健福祉審議会高齢者福祉部会
保健福祉審議会保健部会

第三次計画の素案について内容検討

11月22日 策定懇談会（市社協） 市社協の活動計画について内容検討

11月28日 市議会全員協議会

12月14日～28日 パブリックコメント 第三次計画の素案について

1月24日 保健福祉審議会 第三次計画の答申

第三次佐久市地域福祉計画・地域福祉活動計画

平成30年3月

発行／佐久市

〒385-8501 長野県佐久市中込3056番地

社会福祉法人 佐久市社会福祉協議会

〒385-0043 長野県佐久市取出町183番地 野沢会館2階

編集／佐久市 福祉部 福祉課

佐久市社会福祉協議会 福祉課



佐久市